

目 次

第 1 号 3月9日(水曜日)

令和4年第1回下郷町議会定例会会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長の施政方針及び提案理由の説明	3
発言の訂正について	1 5
請願・陳情	1 6
議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議	1 6
日程の追加	1 7
予算特別委員会委員の選任について	1 8
議案第28号 令和4年度下郷町一般会計予算	1 8
議案第29号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計予算	1 8
議案第30号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	1 8
議案第31号 令和4年度下郷町介護保険特別会計予算	1 8
議案第32号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計予算	1 8
議案第33号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算	1 8
休会の件	1 9
散会	1 9

第 2 号 3月14日(月曜日)

令和4年第1回下郷町議会定例会会議録(第2号)	2 1
議事日程第2号	2 2
開議	2 3
一般質問	2 3
小椋淑孝君	2 3
星 和志君	2 8
玉川邦夫君	3 4
星 輝夫君	4 3
日程の追加	4 9
請願・陳情	4 9
議会改革特別委員会の中間報告について	5 0
休会の件	5 4
散会	5 4

第 3 号 3月18日(金曜日)

令和4年第1回下郷町議会定例会会議録(第3号)	55
議事日程第3号	56
開議	59
議案第 2号 専決処分につき承認を求めることについて	59
(専決第1号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第7号))	
議案第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	60
議案第 4号 農業委員会委員の任命について	61
議案第 5号 農業委員会委員の任命について	61
議案第 6号 農業委員会委員の任命について	61
議案第 7号 農業委員会委員の任命について	61
議案第 8号 農業委員会委員の任命について	61
議案第 9号 農業委員会委員の任命について	61
議案第10号 農業委員会委員の任命について	61
議案第11号 農業委員会委員の任命について	61
議案第12号 農業委員会委員の任命について	61
議案第13号 農業委員会委員の任命について	61
議案第14号 農業委員会委員の任命について	61
議案第15号 教育委員会委員の任命について	67
議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	67
議案第17号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の設定について	68
議案第18号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定 について	69
議案第19号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について	71
議案第20号 下郷町森林環境交付金基金条例の設定について	72
議案第21号 下郷町就学指導審議会条例の一部を改正する条例の設定について	73
議案第22号 町道の路線認定について	74
議案第23号 町道の路線廃止について	74
議案第24号 町道の路線変更について	74
議案第25号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第8号)	78
議案第26号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	78
議案第27号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)	78
議案第28号 令和4年度下郷町一般会計予算	88
議案第29号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計予算	88
議案第30号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	88
議案第31号 令和4年度下郷町介護保険特別会計予算	88
議案第32号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計予算	88

議案第 33 号 令和 4 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算	88
議員提出議案第 2 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について	89
議員提出議案第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	90
議員派遣の件	91
閉会中の継続審査申出について	91
令和 4 年度行政視察について	92
日程の追加	92
町長提案理由の説明	93
報告第 1 号 専決処分の報告について	93
（専決第 2 号 損害賠償の額の決定及び和解について）	
議員提出議案第 4 号 ロシアによるウクライナ侵略に対し嚴重に抗議する決議	94
議員提出議案第 5 号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定について	95
議員提出議案第 6 号 下郷町議会政治倫理条例の設定について	95
日程の追加	96
議長の辞職許可	97
日程の追加	97
議長の選挙	97
日程の追加	99
副議長の辞職許可	99
日程の追加	100
副議長の選挙	100
日程の追加	102
議席の一部変更	102
総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更	102
日程の追加	103
議会運営委員会委員の辞任許可	103
日程の追加	105
議会運営委員会委員の選任	105
日程の追加	105
南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可	106
日程の追加	106
南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙	107
閉会	107

令和4年第1回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	令和4年3月9日			
本会議の会期	令和4年3月9日から3月18日までの10日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和4年3月9日 午前10時00分	議長	小玉智和
	散会	令和4年3月9日 午前11時39分	議長	小玉智和
応招議員	1番 星 和 志	2番 小 椋 淑 孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌 彦	6番 玉 川 邦 夫	7番 佐 藤 盛 雄	8番 星 輝 夫
	9番 湯 田 健 二	10番 星 能 哲	11番 湯 田 純 朗	12番 小 玉 智 和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和 志	2番 小 椋 淑 孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌 彦	6番 玉 川 邦 夫	7番 佐 藤 盛 雄	8番 星 輝 夫
	9番 湯 田 健 二	10番 星 能 哲	11番 湯 田 純 朗	12番 小 玉 智 和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	7番 佐 藤 盛 雄	8番 星 輝 夫		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 荒井康貴	町民課長 只浦孝行	健康福祉課長 弓田昌彦	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 湯田嘉朗	教育次長 湯田浩光	代表監査委員 渡部正晴
	農業委員会事務局長 大竹浩二			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井節夫	書記 室井徳人		
	書記 芳賀沼崇正			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年第1回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和4年3月9日（水）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
7番 佐藤盛雄
8番 星輝夫
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針及び提案理由の説明
- 日程第 4 請願・陳情
委員会付託
(総務文教常任委員会)
陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情
陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情
- 日程第 5 議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議
- 追加日程第 1 予算特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 2 議案第28号 令和4年度下郷町一般会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 3 議案第29号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 4 議案第30号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 5 議案第31号 令和4年度下郷町介護保険特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 6 議案第32号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 7 議案第33号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算
(予算特別委員会付託)
- 追加日程第 8 休会の件
- 散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。よろしくご協力お願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回下郷町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に昨年12月定例会から今定例会までの間の議員の皆様の活動状況を記載して配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表についてもお手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（小玉智和君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において7番、佐藤盛雄君、8番、星輝夫君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長の施政方針及び提案理由の説明を行います。

町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和4年第1回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、年度末を迎え大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、議案32件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ちまして、社会情勢等動向及び新年度に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。初めに、数多くの犠牲と甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生からはや11年の歳月が流れようとしております。ここに改めまして、犠牲になられた方々への哀悼の誠をささげるものであります。

近年災害は、広域化、激甚化しており、私たち一人一人が時間の経過とともにその記憶を風化させることなく、備えてまいらなければなりません。町といたしましても、安全、安心な地域社会の構築に向け万全を期してまいる所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、県内全域を対象区域とした新型コロナウイルス感染症対策の福島県まん延防止等重点措置は新規陽性者数や病状使用率の状況を総合的に勘案し、3月6日をもって終了いたしました。それに伴い、本庁の土日を含むローテーションによる勤務体制も3月5日をもって解除したところであります。町民の皆様、そして事業者の皆様には、この間ご理解、ご協力を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。しかしながら、この終了により感染リスクがゼロとなり、その対策が終わるわけではございません。福島県では特に児童施設や学校におけるクラスターの発生割合が第5波と比べても非常に高い傾向が続いていることや、高齢の方については感染に伴って持病が悪化するなど、重症化リスクが高まることから、3月7日から18日までの期間をオール福島感染対策総点検キャンペーンとして対策の強化に取り組むこととしております。皆様方には感染のリバウンドを防ぐためにも今までの感染対策を点検し、引き続き感染拡大防止に向けた取組、対策を徹底していただきますようお願いを申し上げます。なお、ワクチンの3回目追加接種であります。2月の下旬からは一般の方々につきましても接種を開始したところであり、今後とも地域医療機関と連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

さて、内閣府が2月17日に公表した2月の月齢経済報告によりますと、景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られる。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されると。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があるとし、5か月ぶりに基調判断を下方修正したものとなっております。また、個別項目の個人消費につきましてもこのところ持ち直した足踏みが見られると判断を引き下げ、消費者マインドは持ち直しの動きに足踏みが見られる。さらに旅行は極めて低い水準が続く中、このことにより弱含みでいると分

析しております。

また、日本銀行福島支店が2月10日に公表した1月の福島県金融経済概況によりますと、県内景気は供給制約の影響が残っている中、新型コロナウイルス感染症の急拡大の影響から持ち直しの動きが急速に鈍化しているとし、1年ぶりに総括判断を下方修正したものとなっております。また、事業項目の個人消費につきましても新型コロナウイルス感染症による下押しの影響が強まっており、外食や旅行等のサービス消費を中心に急減していると判断を引き下げ、県内需要観光施設や宿泊施設への入り込みは1月中旬以降、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響から急減していると分析しております。

次に、昨年12月24日に閣議決定された国の令和4年度予算案では、一般会計の総額は前年度比0.9%の増、107兆5,964億円と10年連続で過去最大を更新したものとなっております。歳入では、税収は前年度比13.6%の増、65兆2,350億円、その他の収入は前年度比2.3%の減、5兆4,354億円を見込み、公債費は前年度比15.3%の減、36兆9,260億円と2年ぶりに減少に転じたものとなっております。歳出では、政策的経費である一般歳出は前年度比0.7%増の67兆3,746億円、国債の償還等に充てる国債費は前年度比2.4%の増、24兆3,393億円、地方交付税交付金等は入り口ベースでは前年度比0.4%の減、15兆8,825億円、出口ベースでは前年度比3.5%の増、18兆538億円を計上したのとなっております。令和4年度予算案は、令和3年度補正予算と一体として、新型コロナ対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算としております。

また、福島県の当初予算案でございますが、一般会計の予算規模は1兆2,676億7,700万円で、前年度と比較して92億円、0.7%増加したのとなっております。新しい総合計画がスタートを切る重要な1年として、新型コロナウイルス感染症への確実な対応はもとより、震災、原子力災害からの復興と福島ならではの地方創生を力強く前に進め、防災力の強化や地球温暖化対策、デジタル変革の推進などに対応していく予算として編成し、新総合計画スタート予算を位置づけております。今後とも皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、これから国、県等の動向を十分注視し、行財政の運営に努めてまいり所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本町の当初予算案でございますが、一般会計の予算規模は46億円としたところであり、前年度当初予算と比較して3億1,100万円、6.3%減少したのとなっております。このうち新型コロナウイルス感染症対策に要する経費につきましては、7,983万5,000円を計上し、町内循環型経済対策支援事業、ウエルカムしもごう観光誘客促進事業など新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に6,782万5,000円を、新型コロナウイルスワクチン接種事業に1,201万円をそれぞれ配分したものであります。

令和4年度の予算編成に当たり、初めに経済状況と国の動向であります。昨年6月18日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2021では、当面経済運営の課題として、今後とも新型コロナウイルス感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく、こうした取組が経済活動を拡大するための確固たる基盤となり、感染症

を乗り越えて、さらなる事業や成長に向けた投資意欲を呼び起こし、その上で世界経済の回復ペースが増加、加速していることを踏まえ、デフレに決して戻さないとの強い決意の下、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員し、経済回復を確実なものにしていくとしております。

また、成長を生み出す4つの原動力の推進として、ポストコロナの持続的な成長につながる投資を加速するため、グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども、子育て支援を実現する投資を重点的に促進し、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現して世界をリードしていく。これにより民間の大胆な投資とイノベーションを促し、経済社会の構造の転換を実現する。あわせて、新たな時代に向けた人材育成、働く人がやりがいと生産性をともに高める働き方改革、セーフティネットの強化、強靱なサプライチェーンの構築など、成長を支える基盤づくりを進める。我が国の付加価値、生産性を高めるとともに、ただ一人として取り残さない包摂的な社会を構築していくとしております。地方交付税などの依存財源の割合が高い本町におきましては、これまで同様の経済財政の運営の考え方や経済状況の把握に努め、時代の流れに的確、適切に対応してまいらなければなりません。

次に、本町財政を取り巻く環境と今後の見通しであります。令和3年度におきましては前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策経費として地方創生臨時交付金事業やワクチン接種事業などにより、9月補正の時点で一般会計の予算規模は約54億2,000万円となっております。この感染症対策経費につきましては、前年同時期と比較し減少はしているものの、令和4年度におきまして継続して支出が見込まれ、また地方税の多くを占める固定資産税は資産の償却などにより大幅な減収が続いている状況にあります。加えて、この感染症の影響により地方税等の減収が懸念される中、事業の実施においては財源確保を念頭に組み組んでまいることが必要でございます。これを踏まえ、令和4年度の予算編成に当たりましては、第6次下郷町総合計画との連動を図りながら、健全財政の見地、持続可能な財政基盤の確立を念頭に組み組んだところであります。

では、総合計画の基本目標に沿って重点事業をご説明申し上げます。基本目標の1つであります豊かな心を育む（教育文化）でございますが、全体では2億1,443万6,000円を計上しております。その概要でございますが、小・中学校入学祝金支給事業、放課後児童クラブ事業など、子ども・子育て支援対策の充実関係予算に8,634万4,000円を、四つ葉のクローバー推進会議、基礎学力向上事業など、学力向上推進関連予算に8,425万5,000円を、生涯学習推進事業、芸術文化鑑賞事業など、生涯学習・芸術文化の推進関係予算に1,533万1,000円を、市町村対抗駅伝出場助成金、オリンピック・パラリンピック記念パークゴルフ大会補助金など、スポーツの推進関係予算に310万4,000円を、また文化財の保存と活用関係予算として大内宿保存整備事業に2,540万2,000円をそれぞれ配分したものであります。

2つ目の賑わいと産業の創出（活力創造）でございますが、全体では3億9,714万円を計上しております。その概要でございますが、湯野上温泉駅前環境整備事業、新たな観光資源発掘強化事業など、満足度の高い魅力ある観光地づくり関係予算に1億296万

7,000円を、農林業機械等購入貸付育成制度、農村集落基盤再編・整備事業など、農林業の振興関係予算に2億4,988万1,000円を、地域振興プレミアム商品券発行補助金、企業支援事業など、商工業の活性化関係予算に2,314万円を、結婚祝金事業、住宅取得支援事業など、移住・定住・二地域居住の推進関係予算に2,115万2,000円をそれぞれ配分したものであります。

3つ目の健やかな暮らし（健康福祉）でございますが、全体では2億2,719万7,000円を計上しております。その概要でございますが、各種検診の負担軽減事業、各種予防接種の負担軽減事業など、健康の保持増進関係予算に2,880万9,000円を、敬老祝金支給事業、高齢者タクシー助成事業など、高齢者福祉の充実関係予算に2,095万3,000円を、地域生活支援事業、障害者自立支援給付費など、障害者福祉の充実と地域福祉の増進関係予算に1億7,743万5,000円をそれぞれ配分したものであります。

4つ目の住みよいまち（生活環境）でございますが、全体では5億1,729万4,000円を計上しております。その概要でございますが、社会資本整備総合交付金事業、道路メンテナンス事業など、交通体系整備関係予算に3億6,937万5,000円を、小型動力ポンプ積載車更新事業、小型動力ポンプ更新事業など、安全・安心な地域づくりの推進関係予算に5,216万2,000円を、空家等除却支援事業補助金、大川ふるさと公園整備事業など、住みよい生活環境づくりの推進関係予算に8,723万5,000円を、また情報通信技術を生かした交流の促進関係予算としてLINE情報アプリケーション事業に113万3,000円を、水環境整備の推進関係予算として合併処理浄化槽設置整備事業に738万8,000円をそれぞれ配分したものであります。

5つ目のまちづくり人づくり（協働推進）でございますが、全体では2,138万6,000円を計上しております。その概要でございますが、地域おこし協力隊・集落支援事業、未来創生ふるさとまちづくり支援事業など、新しいまちづくり関係予算にそれぞれ配分したものであります。

以上、ご説明申し上げました各事業を令和4年度の重点事業として予算の編成をさせていただいたところであり、今後とも認め合い、支え合う、つながり、創造する、未来への責任を持つことを基本に、未来創生交流のまち下郷を目指してまいりたい所存でありますので、皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げます議案32件についてご説明を申し上げます。議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第7号））でございますが、本補正につきましては今冬の大雪に伴う除雪費の不足への対応と、今後の降雪に備えるため歳出予算の組替えを行い、除雪費を増額したもので、予算の総額に変更はございません。土木費、道路維持費において、その所要額1億438万9,000円を増額し、予備費により財源を調整したものであります。本補正につきましては、早急に予算措置を講ずる必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の本文の規定により、令和4年2月10日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現委員の

うち星力氏の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、ご提案を申し上げるものであります。

星氏におかれましては、平成30年4月1日から現在までその職務を全うしてこられ、誠実で信望も厚く、本町固定資産評価審査委員会委員として適任と考え、議会の同意をお願いするものであります。

議案第4号から議案第14号までは、農業委員会委員の任命についてでございます。現委員の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、ご提案を申し上げるもので、議案第4号でご提案申し上げます方は、下郷町大字豊成字倉446番地、渡部友之氏。

議案第5号でご提案申し上げます方は、下郷町大字栄富字馬場平丁479番地、星希氏。

議案第6号でご提案申し上げます方は、下郷町大字塩生字二百刈1062番地、佐藤マサユキ氏。

議案第7号でご提案申し上げます方は、下郷町大字落合字家浦18番地、星正喜氏。

議案第8号でご提案申し上げます方は、下郷町大字落合字築地564番地1、玉川明彦氏。

議案第9号でご提案申し上げます方は、下郷町大字音金字前川原道上110番地1、星昭正氏。

議案第10号でご提案申し上げます方は、下郷町大字合川字居平甲192番地、佐藤秀明氏。

議案第11号でご提案申し上げます方は、下郷町大字中妻字家ノ上673番地、佐藤益雄氏。

議案第12号でご提案申し上げます方は、下郷町大字湯野上字居平乙730番地、渡部功氏。

議案第13号でご提案申し上げます方は、下郷町大字高隣字居平甲494番地、渡部道夫氏。

議案第14号でご提案申し上げます方は、下郷町大字豊成字中前6022番地、渡部勇一氏であります。

以上、11名の方々につきましては、下郷町農業委員候補者評価委員会の審査をもってご提案申し上げますもので、本町の農業委員会委員として適任と考え、議会の同意をお願いするものであります。

議案第15号 教育委員会委員の任命でございますが、現委員のうち、ワタナベ千恵氏の任期が本年3月21日をもって満了となりますことから、後任の教育委員について、下郷町大字高隣字居平甲661番地、黒森正敬氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、ご提案を申し上げるものであります。

長沼氏におかれましては、平成30年3月22日にご就任以来、現在まで本庁の教育行政の進展にご尽力いただき、この場をお借りしまして心から御礼を申し上げます。

ご提案を申し上げます黒森氏は、郵便局をご退職後の現在は、明宗寺住職の傍ら、非常勤として郵便局に勤務されており、また人権擁護委員としてご活躍をいただいております。人格、識見ともに本庁教育委員会委員として適任と考え、議会の同意をお願いするものであります。

議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、福島県人事委員会の勧告に準じ、職員に支給する期末手当の算定基礎額に乘じ

る割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。再任用職員以外に係る6月及び12月に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を100分の117.5に、再任用職員に係る6月及び12月に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を100分の65にそれぞれ改め、令和3年度の期末手当の改正に相当する額を令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う特別措置を設けるものであります。

議案第17号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、議会議員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。6月及び12月に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合をそれぞれ100分の160に改め、また令和3年度の期末手当の改正に相当する額を令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う特別措置を設けるものであります。

議案第18号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、議案第17号と同様に町長等に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改正するための所要の改正を行うものであります。

議案第19号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、本年4月1日から未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置が講じられることとなったため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 下郷町森林環境交付金基金条例の設定についてでございますが、県は県民一人一人が参画する新たな森づくりの効果を深めるため、地域住民の意向や地域の実情に精通している市町村が独自性を発揮して、創意工夫を凝らしたきめ細かな森づくりの事業を展開することができるよう、福島県森林環境税を原資とする福島県森林環境交付金を各市町村に配分しているところであります。本町におきましても、この交付金を財源とし、森林環境学習の推進や森林整備の推進など、各種事業を展開してまいりましたが、現下の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止や縮小を余儀なくされており、今後においても事業の実施が不透明な状況下にあります。これらを踏まえ、貴重な財源をより一層有効に活用し、森づくりの推進を図るため、福島県森林環境交付金を原資とする基金を造成したく、ご提案を申し上げます。

議案第21号 下郷町就学指導審議会条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、下郷町就学指導審議会につきましては、教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児、児童生徒の就学に係る教育的支援に関し、調査、審議をすることを職務とした教育委員会の附属機関であります。この教育的支援につきましては、幼児、児童生徒の就学時のみならず、それ以降も一貫した調査、審議が必要であることから、またその機能の拡充を図るため、所掌事務の範囲に教育上特別の支援を必要とする幼児、児童生徒を加えるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 町道の路線認定について、議案第23号 町道の路線廃止について及び議

案第24号 町道の路線変更についての3件につきましては、道路改良事業の完了や国道の町移管に伴い、それぞれご提案申し上げるものであります。

議案第22号につきましては、南倉沢猪番場1号線ほか1路線の認定について、議案第23号につきましては塩生遠表5号線の廃止について、議案第24号につきましては姫川弥五島線ほか4路線の変更について、道路法の規定によりそれぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第25号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第8号)でございますが、既決の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,234万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億1,469万5,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、事業の完了や額の確定等に伴い、今後の執行見込みに合わせて予算の整理を行うものであります。

それでは、歳入の主な補正についてご説明を申し上げます。町税につきましては、収入見込額を精査し、予算の整理を行い、町民税など合わせて1,013万6,000円を増額するものであります。

地方交付税につきましては、普通交付税の算定に伴い、追加交付となり、1億1,416万8,000円を増額するものであります。

国庫支出金でございますが、国庫負担金につきましては、総額で127万9,000円を減額するもので、額の確定等により保険基盤安定負担金など予算の整理を行っております。

国庫補助金につきましては、総額で4,239万4,000円を減額するもので、額の確定等により子育て世帯生活支援特別給付金事業事業費補助金など予算の整理を行い、土木費国庫補助金では、湯野上橋橋梁補修工事等に係る道路メンテナンス事業国庫補助金であります。4,235万5,000円を減額しております。なお、湯野上橋橋梁補修工事につきましては、令和4年度に8,000万円を限度とする債務負担行為を設定し、翌年度にわたる事業として着手しております。

また、総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を272万8,000円計上しております。これは、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化を図るため、住民基本台帳システムの改修を繰越事業として行うもので、その経費については全額国費で賄われることとなっております。

県支出金でございますが、県負担金につきましては、総額で104万6,000円を減額するもので、国庫負担金と同様に額の確定などにより国民健康保険基盤安定負担金など予算の整理を行っております。

県補助金につきましては、総額で432万7,000円を減額するもので、額の確定などによりふくしま移住支援金給付事業補助金など予算の整理を行っております。

寄附金の教育費寄附金につきましては、100万円を増額するもので、これは故渡部誠記様から生前ご厚意をいただいたものであります。

繰入金につきましては、総額で6,390万円を減額するもので、額の確定等によりふるさと創生基金繰入金など基金繰入金の整理を行っております。

諸収入の雑入につきましては、木造住宅耐震診断者派遣事業であります。事業費の

補正に伴い、負担金を1万2,000円減額するものであります。

次に、歳出の主な補正についてご説明申し上げます。議会費でございますが、総額で106万円を減額するものであります。額の確定に伴い、備品購入費など予算の整理を行い、また報酬につきましては議会の構成替えに伴う所要額を補正するものであります。

総務費でございますが、総額で8,951万5,000円を増額するものであります。

企画費では、今後見込額を精査し、住宅取得支援事業補助金など予算の整理を行い、またマイナポイント事業の補助対象期間の延長に伴い、会計年度任用職員に係る人件費につきましても本科目において減額し、諸費においてマイナポイント事業費国庫補助金を財源措置し、その所要額を増額するものであります。

諸費では、今ほど説明申し上げました会計年度任用職員に係る人件費など予算の整理を行っております。

教育施設整備基金積立金及びふるさと創生基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため積立金をそれぞれ増額するものであります。

戸籍住民基本台帳費では、歳入でご説明申し上げました住民基本台帳システムの改修に要する経費を既決予算の整理と合わせ計上し、また額の確定により通知カード・個人番号カード関連事務負担金を増額するもので、これに伴い歳入では個人番号カード交付金事業費国庫補助金を同額財源措置しております。

民生費でございますが、総額で548万3,000円を減額するものであります。社会福祉総務費では、額の確定等により国民健康保険特別会計繰出金の整理を行い、児童福祉総務費では今後の見込額を精査し、子育て世帯生活支援特別給付金を減額するもので、これに伴い歳入では国庫補助金を同額減額しております。

児童措置費では、同じく今後の見込額を精査して、保育所広域入所委託料を減額するもので、これに伴い歳入では子供のための教育保育給付費国庫負担金及び子供のための教育保育給付費県負担金をそれぞれ減額しております。

衛生費でございますが、総額で891万8,000円を減額するものであります。予備費、保健事業費及び母子衛生費では、今後の予算額を精査し、各種委託料の整理を行っております。清掃総務費では、同じく今後の見込額を精査し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を減額するもので、これに伴い歳入では合併処理浄化槽設置整備事業県補助金及び生活環境設備基金繰入金の整理をしております。

農林水産業費でございますが、総額で379万円を減額するものであります。農業振興費では、関係イベントの中止に伴い、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業に係る経費でございますが、旅費、需用費、役務費及び委託料を減額するもので、これに伴い歳入では「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業県補助金を減額しております。また、同じく農業振興費では、今後の見込額を精査し、農用地利用集積推進事業補助金など予算の整理を行っております。

農地費では、事業費の確定により農業用施設の改修設計等に係る委託料を減額するものであります。

林業振興費では、同じく事業費の確定によりカシノナガキクイムシ駆除委託料を減額

し、また議案第20号でご説明を申し上げました下郷町森林環境交付金基金への積立金を計上いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

治山林道費につきましても、事業費の確定により林道改良工事に係る工事請負費を減額するものであります。

商工費につきましては、今後の見込額を精査し、宿泊施設持続化支援事業補助金の整理を行い、170万5,000円を減額するものであります。

土木費でございますが、総額で4,701万1,000円を減額するものであります。土木総務費では、事業規模の縮小により下郷町会津縦貫南道路対策協議会補助金など予算の整理を行い、道路新設改良費では事業費の確定等により委託料を減額するものであります。

橋梁維持費については、事業費の確定等により橋梁点検業務委託料及び湯野上橋橋梁補修工事に係る工事請負費を減額するもので、これに伴い歳入では国庫補助金及び橋梁整備基金繰入金の整理を行っております。また、橋梁整備基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の事業に備えるため積立金を増額するものであります。

住宅管理費では、事業の確定等により木造住宅耐震診断者派遣事業業務委託料及び下中平団地改修工事に係る工事請負費を減額するもので、これに伴い歳入では国庫補助金及び県補助金の整理を行っております。

教育費でございますが、総額で1,693万2,000円を減額するものであります。中学校費の学校管理費では、事業の完了により下郷中学校特別教室LED化事業に係る工事請負費を減額し、これに伴い歳入では教育施設整備基金繰入金を減額しております。

社会教育総務費では、事業の中止により家庭教育支援事業謝礼を減額するものであります。

文化財保護費及び文化財整備費では、事業の完了等により大内宿修理修景事業に係る設計委託料などそれぞれ予算の整理を行っております。

保健体育総務費及びコミュニティセンター管理費では、額の確定により野外運動資材リース料などそれぞれの予算の整理を行っております。なお、本補正に伴い収支の均衡を図るため、予備費を増額し整理を行っております。

次に、繰越明許費でございますが、湯野上温泉駅前整備事業、社会保障・税番号制度システム整備事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、橋梁補修事業、湯野上橋の4つの事業につきましては、事業の進捗状況等によりその完了が翌年度にわたる見込みとなったため、繰越明許費を制定し、令和4年度に繰り越すものであります。

議案第26号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ137万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,387万8,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入につきましては、県支出金、繰入金及び国庫支出金につきまして額の確定等によりそれぞれ予算の整理を行うものであります。

歳出につきましては、国民健康保険事業費納付金でございますが、歳入予算の補正に伴い医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分につきまして、それぞれ財源

内訳の補正を行うもので、本補正に伴い収支の均衡を図るため、予備費を減額し調整を行っております。

議案第27号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,247万7,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入につきましては、国庫支出金であります。介護保険事業費補助金及び災害臨時特別補助金につきましては、額の確定等によりそれぞれ予算の整理を行うものあります。

歳出につきましては、総務費では福島県による介護保険指定機関等管理システムへの代行入力が入力が本年3月31日をもって終了となりますことから、新たに介護事業所台帳管理システムの導入に係る経費を計上し、また保険給付費であります。今後の所要額を精査し、地域密着型サービス費及び居宅介護サービス計画給付費につきましても必要となる経費を補正するもので、本補正に伴い収支の均衡を図るため、予備費を減額し調整しております。

議案第28号から議案第33号までの6件につきましては、令和4年度の当初予算のご提案を申し上げます。議案第28号 令和4年度下郷町一般会計予算でございますが、先ほどご説明を申し上げますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億円とするもので、前年度当初予算と比較し3億1,100万円、6.3%減少したものとなっております。その概要を前年度当初予算と比較し、ご説明申し上げますと、初めに歳入でございますが、町税につきましては9億7,001万2,000円を計上し、固定資産税の減などにより、前年度と比較しますと3,143万8,000円、3.1%減少したものとなっております。

地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税と合わせて18億2,000万円を見込み、前年度と比較しますと1億円、5.8%増加したものとなっております。

国庫支出金につきましては4億1,132万円を計上し、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金や防災安全交付金事業国庫補助金などの増など増加の要因があるものの、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金や道路メンテナンス事業国庫補助金の減などにより、前年度と比較しますと1億2,823万8,000円、23.8%減少したものとなっております。

県支出金につきましては2億7,508万3,000円を計上し、消費者行政活性化推進交付金や衆議院議員総選挙委託金などの減など減少の要因があるものの、林道事業補助金や参議院議員通常選挙委託金などの増などにより、前年度と比較しますと5,678万円、26%増加したものとなっております。

財産収入につきましては328万1,000円を計上し、ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う返還金の減などにより、前年度と比較しますと1億8,183万円、98.2%減少したものとなっております。

繰入金につきましては全体で3億7,829万円を計上し、前年度と比較しますと2億1,807万1,000円、36.6%減少したものとなっております。このうち基金繰入金につきましては3億7,588万8,000円を計上し、財政調整基金繰入金や橋梁整備基金繰入金の減などにより、前年度と比較しますと2億1,807万1,000円、36.7%減少したものとなっております。

ります。

町債につきましては3億3,070万円を計上し、過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債の増などにより、前年度と比較しますと8,980万円、37.3%増加したものとなっております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては7億6,887万6,000円を計上し、会津総合開発協議会特別負担金や過疎対策基金積立金の増など増加の要因があるものの、防災無線個別受信据付委託料やふるさと市町村圏基金の廃止に伴うふるさと創生基金積立金の減などにより、前年度と比較しますと1億5,050万2,000円、16.4%減少したものとなっております。

農林水産業費につきましては4億1,237万円を計上し、農村集落基盤再編・整備事業負担金や観音沼森林公園駐車場区画線工事に係る事業費の減など減少の要因があるものの、緊急自然災害防止対策事業債を活用した農業水利防災事業に係る事業費や林道大峠線測量設計委託料の増などにより、前年度と比較しますと4,968万5,000円、13.7%増加したものとなっております。なお、農林課が所管する国土調査についてであります。令和3年度第4回定例会でお示しをいたしましたとおり、その事務事業を推進するため、行政組織規則等を改正し、その体制の見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

商工費につきましては2億2,692万6,000円を計上し、食の館屋根塗装工事や福島県地域創生総合支援事業補助金を活用した新たな観光資源発掘強化事業に係る事業費の増など増加の要因があるものの、消費者風評対策市町村支援事業委託料やウェルカムしもごう観光誘客促進事業に係る事業費の減などにより、前年度と比較しますと1,264万8,000円、5.3%減少したものとなっております。

土木費につきましては5億8,780万5,000円を計上し、除雪機械等購入費や大川ふるさと公園整備事業に係る事業費の増など増加の要因があるものの、下中平団地改修工事に係る設計業務委託料や湯野上橋橋梁補修工事に係る事業費の減などにより、前年度と比較しますと2億4,704万円、29.6%減少したものとなっております。

消防費につきましては2億5,262万6,000円を計上し、消防施設測量設計委託料など減少の要因があるものの、消防用備品更新事業に係る事業費や南会津地方広域市町村圏組合負担金の増などにより、前年度と比較しますと4,768万5,000円、23.3%増加したものとなっております。

教育費につきましては4億8,834万2,000円を計上し、下郷中学校特別教室LED化工事に係る事業費やグリーンプラザ田沼文蔵記念館屋根補修料の減など減少の要因があるものの、檜原小学校プール配管漏水改修工事に係る事業費や大内宿保存整備事業補助金などの増により、前年度と比較しますと1,673万1,000円、3.5%増加したものとなっております。

公債費につきましては4億1,904万8,000円を計上し、前年度と比較しますと2,267万6,000円、5.1%減少したものとなっております。

議案第29号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出

予算の総額をそれぞれ7億5,430万8,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して225万6,000円、0.3%減少したものとなっております。

議案第30号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,973万9,000円とするものであります。前年度当初予算と比較し476万5,000円、5.6%増加したものとなっております。

議案第31号 令和4年度下郷町介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,735万3,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して652万円、0.7%増加したものとなっております。

議案第32号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億882万3,000円とするものであります。前年度当初予算と比較し67万7,000円、0.3%増加したものとなっております。

議案第33号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,982万6,000円とするものであります。前年度当初予算と比較して102万円、3.5%増加したものとなっております。

以上、議案32件の概要についてご説明申し上げました。慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小玉智和君） それでは、ただいまより休憩いたします。（午前11時00分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時10分）

発言の訂正について

○議長（小玉智和君） 日程第4……
（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 提案理由の説明の内容に読み違いがございます。訂正させていただきます。

大変申し訳ございませんが、重点事業の小型動力ポンプの関係予算に「5,216万3,000円」のところ「2,000円」と読み違えましたので、「3,000円」に訂正していただきたいと思っております。

また、人事関係の関係で、固定資産の評価委員の星力氏の関係について、「平成31年4月1日から」のを「30年」と読み違えましたので、「平成31年4月1日から」と訂正をいたします。

それから、農業委員会の議案第6号でございますが、塩生の「佐藤行正氏」を「佐藤マサユキ氏」と読み違えましたので、ご訂正願いたいと思っております。

次に、議案第15号の教育委員会委員の現委員のうちの「長沼千恵」さんを「ワタナベ千恵」と読み違えましたので、ご訂正願います。

次に、道路関係の新設についての議案第22号につきましての「南倉沢猪番場山」というところを「猪番場」というだけに発言しましたので、説明しましたので、「猪番場山」

ということで訂正願います。

次に、補正予算の予備費、これは福祉事業です。民生費福祉事務補正総務費、補正の部分でございますが、予備費、要するに保健事業費及び母子衛生費では「今後の見込額」を「予算額」ということを読み違えましたので、「見込額」と訂正いたします。

次に、教育費の中で、補正の中身で教育費の中の中学校特別教室の「LED化工事に係る」ことを「事業」ということで説明しましたので、「LED化工事」に訂正いたします。

次に、当初予算の歳入につきましては、国庫支出金について「4億1,132万9,000円」のところを「32万円」と説明しましたので、「4億1,132万9,000円」ということで訂正いたします。

次に、当初予算の教育費でございますが、グリーンプラザ田沼文蔵記念館の「屋根修繕料」のところを「補修料」という説明いたしましたので、「修繕料」に訂正いたします。

以上でございます。大変申し訳ございません。

○議長（小玉智和君） もうないですか。

○町長（星學君） はい、いいです。

日程第4 請願・陳情

○議長（小玉智和君） それでは、日程第4、請願・陳情の件を議題といたします。

陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号及び陳情第2号を会議規則第36条の規定に基づき、朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議

○議長（小玉智和君） 日程第5、議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長(小玉智和君) お諮りします。

ただいま予算特別委員会の設置に関する決議が可決されましたので、予算特別委員会委員の選任について、議案第28号 令和4年度下郷町一般会計予算、議案第29号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計予算、議案第30号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算、議案第31号 令和4年度下郷町介護保険特別会計予算、議案第32号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計予算、議案第33号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算、休会の件の8件を去る3月7日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

(資料配付)

- 議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 予算特別委員会委員の選任について

- 議長（小玉智和君） 追加日程第1、予算特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。
- お諮りします。予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長を除く議員全員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
- したがって、予算特別委員会の委員は議長を除く議員全員を選任することに決定いたしました。
- それでは、暫時休憩し、予算特別委員会の構成等を協議願いたいと存じますので、予算特別委員会の委員の方々は302会議室にご参集願います。
- 暫時休憩いたします。（午前11時21分）

-
- 議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午前11時34分）
- 予算特別委員会の構成等をご協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告をいたしますのでよろしくお願います。
- 議会事務局長、室井節夫君。
- 議会事務局長（室井節夫君） それでは、ご報告いたします。
- 予算特別委員会委員長に小椋淑孝君、副委員長に湯田健二君が選出されましたことをご報告申し上げます。
- 議長（小玉智和君） 予算特別委員会の構成は、さよう決定いたしました。

追加日程第2 議案第28号 令和4年度下郷町一般会計予算

追加日程第3 議案第29号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計予算

追加日程第4 議案第30号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

追加日程第5 議案第31号 令和4年度下郷町介護保険特別会計予算

追加日程第6 議案第32号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

追加日程第7 議案第33号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

- 議長（小玉智和君） この際、追加日程第2、議案第28号 令和4年度下郷町一般会計予算から、追加日程第7、議案第33号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を一括議題といたします。
- お諮りします。ただいま一括議題となっております議案につきましては、会期中に予算特別委員会に付託され、詳細なる説明を受ける予定でありますので、会議規則第37条

第2項の規定により議案の説明を省略することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認め、議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ただいま議案の説明の省略が決定され、議案の質疑についても予算特別委員会に付託の後詳細に行いますので、これからの質疑は先ほど町長が行いました提案理由の説明内容について行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第37条第1項の規定により、議案第28号 令和4年度下郷町一般会計予算から議案第33号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 令和4年度下郷町一般会計予算から議案第33号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

追加日程第8 休会の件

○議長(小玉智和君) 追加日程第8、休会の件を議題といたします。

お諮りします。3月10日及び11日は議案思考のため、3月12日は土曜日のため、3月13日は日曜日のため、3月16日及び17日は委員会審査のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、3月10日から3月13日、3月16日及び3月17日合わせて6日間を休会とすることに決定いたしました。再開本会議は3月14日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(小玉智和君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 以上で本日の日程は全部終了でございます。

それでは、これにて散会をいたします。(午前11時39分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月9日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和4年第1回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	令和4年3月9日			
本会議の会期	令和4年3月9日から3月18日までの10日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和4年3月14日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和4年3月14日	午後0時52分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 湯 田 純朗	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 荒井康貴	町民課長 只浦孝行	健康福祉課長 弓田昌彦	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 湯田嘉朗	教育次長 湯田浩光	代表監査委員 渡部正晴
	農業委員会会長 渡部 功	農業委員会事務局長 大竹浩二		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井節夫	書記 室井徳人		
	書記 芳賀沼 崇正			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年第1回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：令和4年3月14日（月）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正
を求める意見書」の提出を求める陳情

陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の陳情

追加日程第 2 議会改革特別委員会の中間報告について

追加日程第 3 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程に入る前に、議会事務局長より追加資料の報告があります。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） おはようございます。

皆様のお手元に本日の定例会に説明員として出席されます職氏名につきまして、追加で配付してございます。よろしく願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（小玉智和君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 議席番号2番、小椋淑孝、通告に基づき一般質問させていただきます。2点ご質問します。

1つ目に、町職員についてご質問させていただきます。役場の中で、町長が職員に対して職員が病気になったり、役場に来なくなったりするのは課長、係長の管理責任であって、人事は一切関係ないと話したという話を聞きました。この真意と町長の考えをお示しいただきますようお願いいたします。

また、以前の一般質問で、病休職員が多いことを質問し、町長は人事異動で対応すると回答されました。その後、私は部署を指定した中で質問していましたが、その部署の人事異動はいまだになされていないのが現状のようであります。これは、町長の考え方が変わったということなのかどうかお伺いいたします。

2点目に、公約についてご質問いたします。町長は、3期目に入られて間もなく半年が経過することとなりますが、コロナ対応やコロナ禍の中での選挙戦で、町民からの期待を受けての当選であったわけですが、その選挙期間前や選挙期間中、各地区をくまなく歩き、町民からの声を多く聞かれたようであり、その際、町民に約束された事業が多々あると各地で聞いております。その町民の方々もその約束を待望しており、町長が3期目に入って最初の当初予算に対しての期待はかなり大きいようであります。

そこでお伺いしますが、選挙公約や町民に約束した事業で、今回の当初予算に新たに反映されているものは何か、ご回答いただきますようお願いいたします。

以上、2点でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町職員についてでございますが、私は職員が業務を行っていく上で健康管理が一番大切であると考えており、課長会議等で何度も職員の健康管理についてお話をさせていただいております。その内容は、まずは職員個人での健康管理に十分注意するように、そして課長、係長については係員等と一番近く接しておりますことから、係員等の健康状態の把握等もお願いしているところであります。議員おただしの課長、係長の管理責任という話は、私の意図するところとは異なるものであり、そのような内容で伝わってしまっているのであれば、今後十分に注意しながら話をしてみたいと考えております。

また、病気休暇取得職員の人事異動等につきましては、その職員の役職、職務内容、他課と状況等を総合的に勘案しながら、毎年4月の定期人事異動に合わせて対応させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、大きな2点目の公約についてでございますが、選挙公約等に掲げた事業で令和4年度の一般会計当初予算に反映された新たなものにつきましては、子育て支援、産業の振興、移住、定住の推進、住みやすい生活環境関連の予算として、総額で1億816万2,000円の事業費を計上いたしました。その内訳でございますが、初めに子育て支援関連予算としまして、放課後児童クラブ事業拡充の検討に10万3,000円を計上いたしました。次に、産業の振興関連予算としまして、大内宿駐車場整備事業に345万7,000円、倉檜堰対策事業に200万円、農業用水利施設等保全高度化事業に1,100万円、林道大峠線に係る林道改良事業に3,600万円、それぞれ計上し、移住、定住の推進関係予算としまして、結婚祝金の事業に150万円計上いたしました。また、住みやすい生活環境関連予算としまして、空き家等の除去支援事業に200万円、大川ふるさと公園整備事業に2,100万円、南会津広域市町村圏組合に係る消防出張所、分遣所、庁舎整備事業に3,110万2,000円、それぞれ計上したところであります。令和4年度は、町長として3期目に入って初めての当初予算でございます。第6次総合計画との整合性を取りながら、公約である「よりそう行政挑戦する下郷」の実現のために、ただいま申し上げました各事業に係る予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

町職員について、確かに言葉で伝わって、取り違い等々あるからしょうがないのかなと私も思います。ですが、私が前に一般質問した際、病休職員について、確かに今町長がおっしゃったように、職場での能力だったり、その立場である、そういうのも勘案してとは思いますが、やはり病気になるということはそれだけ職員ストレスを抱えるということなので、この辺の対応だけはやはりどうしてもやっていただかないと困ると私は思います。どうしても町職員の力であって町民サービスというのは働くものですから、町職員が病気になったというのが立たない、本当にこの数年で若い職員が退職してしまっているという事実は事実です。そういうところもあり、町としてもやはりこういう若

い職員が入ってきたのに辞めていく、そういう原因が何であるのか細かく精査していただいて、この辺の対応はもっとしていただかないと困ると思います。我々議員としてもいろいろ話をした職員が辞めていったりするのは多々困りますし、課長さんたちも困ると思うのですが、この辺の対応は町長として今後どのようにやっていくのか、もう一度ご質問させていただきます。

公約のほうについて、町長から新しい公約聞きまして、今ほど大内宿の駐車場整備、重点要望に今回載っていなかったのですが、これは重点要望に載せるほどではなかったのかということなのですが、その辺はどうなのかということと、倉檜堰に200万円予算かかっています。倉檜堰の問題は、ほかの議員さんから何回もご質問あって、町長等も内容は分かっていると思うのですが、毎年毎年この問題は倉檜堰、水がない渇水時期に関して本当に大変な思いをされていると思いますが、毎年話が出ているのにもかかわらず先に進まない。倉檜地区の人の皆さんは、今回町長が約束してくれたのだ、何とかしてくれるのだというふうにおっしゃってしまして、すごく期待しているところなのです。今後、ここに対して本当に対策等でできるのか、今回の予算ではどの辺までやれるのかというのを聞きたいのと、もう一つ、雑誌、新聞とかのインタビューで公営塾の予算が今回入ってなかったように思うのですが、その辺はどうなのかという点をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 小椋淑孝議員の再質問にお答えしますが、私も1回目で職員の健康管理について説明、答弁申し上げましたけれども、私は週に1回の課長会議等、その都度職員の健康管理には十分注意していただくようにということで指示はしております。しかし、残念ながらそういう健康を維持できなかった職員については長期休暇をしている状態でございます。大変心配しているところでございますが、その職員については復帰していただくように、そういう課長を通じ状況を報告させ、そして対応しているところでございます。長期休業すると、なかなか復帰するのにやはり本人の決断も必要でしょう。そこは十分に私は考えて、いつでも復帰できますよと家族にも話し、家族の家庭にも入って相談して復帰していただいたり、あるいは復帰できずに退職しているという状況でございますが、今後についても職員の健康管理は十分にやっていきたいと、注意してやっていただきたいと、こう思っておりますし、その病休で休んだ間の職員の補充については年度途中の補充は私はしません。それ、いずれにしてもどこかでその係を動かすことは、そこでまた仕事がそこで重なってきますから、他の職員に迷惑をかけるということになりますので、その課で、その係で対応していただくようにということでお願いしているのが現状です。

次に、町長の公約についてでございますが、まず大内宿の駐車場については、これはリゾート構想が進まなくて事業が全部できなかったという経過で、それに代わって県が電源立地交付金で活用して設置したということになります。ですから、それ以降、駐車場については整備はしていませんけれども、トイレの補修だとかいろいろなことで事業

をしています。しかし、現在、渋滞対策について今県と協議しておりますが、私は県の渋滞対策には何だか文書が来ないので、私、担当のほうで言っているみたいですが、そういうことにならないように県との調整をしながら、平面図をまだあそこにはないのです。ですから、その平面図を取らせていただいて、そしてどこに駐車場の自動開閉を造ればいいのかというようなことで平面図の図面を取っていくということで、今後の駐車場渋滞対策の事業にしたいということですので、ご理解いただければと思います。

倉檜堰については、倉檜堰の皆さん、役員の皆さん、要するに協議会を設置させていただきまして進めているところでございますが、当初その協議会をつくったときに私は、なぜこの協議会を設置して進めなければならないのかという説明をしたのです。それは、この倉檜堰の水不足の解消については非常に時間がかかると、解決するまでは。それはなぜ時間がかかるのかということは、要するに阿賀川は国の河川で、県が管理する河川なのです。それから、倉檜の圃場整備は県でいうと農林水産部のほうの担当なのです。昨年、私も町長に3期目の就任をしましたので、土木部長さんと農林部長さんにだけは挨拶行きました。企画調整部長さんにも行った。知事さんにも会わせていただきました。そのときに農林部長さんに、ぜひ倉檜堰の関係について協力をしていただきたいということでしたけれども、返事は60町歩を造るのになぜ水不足のことを考えないでやったのかと、そう言われてきました。土木部に行っては、土木部長さんは、河川管理は土木部です。ですから、農地の水不足とは関連がないということは言葉は使われなかったのですが、そのように言われてきました。ですから私は、地域の方は河川管理も圃場整備した水不足もみんな同じく考えているのですよということを私は言ってまいりました。とにかく協議会の設立のときの挨拶では、この事業は非常に時間がかかりますよということをお願いしたつもりです。ですから、河川管理をちゃんとしていただくということを毎年毎年県の自民党関係の議員さん、あるいは県民連合の方々の皆さんにはお願いしている。河川改修をぜひしてください。そうすると、倉檜堰の水不足の件については解消するのだから、ぜひ縦割り行政ではなくて、やはり横と連絡をしながらやっていただくということをお願いはしています。しかし、今回の予算につきましては、そのための、推進するために測量、要するにスムーズに水が入るのか入らないのか測量をさせていただいて、その結果を踏まえてどのようにすればいいのかと建設事務所さんと漁業組合関係者と協議しながら、あと長野区の行政区から協議していかないとなかなかこの仕事は進まない。しかし、測量だけはさせると、あるいは緊急の場合の水の確保についての対応はするという予算でございますので、今後とも諦めないでこの事業を進めていくように、皆様方のご協力をひとつお願いしたい。

それから、公営塾でございますが、今公営塾については教育委員会と、それからあらゆる先生との協議を今打合せする段階でございますが、このコロナ騒ぎでなかなか中央の先生との協議が進まなかったことから、今回の予算措置にはまだ予算されておられませんけれども、今後どのような方向でやっていくのがいいのかということを話し合っていきたいと思っております。なお、放課後児童クラブの事業拡充について、要するに公営塾も夏休み、冬休み、春休み、こういうところから始まるのが、子供の普通の日以外

の勉強もできるというようなことで、その対応について組織上にあります健康福祉課にある会の構成で検討させていただくということになる。今健康福祉課長からその団体名を申し上げさせていただきますけれども、そこで検討していただいて、そして予算になるべく早く確保するような対応をしていきたいと、こう考えておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 今町長さんのほうから児童クラブ拡充ということの検討、対応検討でございますが、こちらにつきましては子ども・子育て会議の中で今後検討してまいりたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 答弁ありがとうございました。

町長が週1回の課長会議等で指示を出しているとおっしゃいましたが、確かに個人の病気ですので、課長さんたちも指示を受けて、体大丈夫かという確認はしているのですが、こういうのは人には見えないところであって致し方ないところも多々あると思いますが、今後も多分こういうふうにならぬ、町長が復帰できるように待っていると言われても、本当に個人個人の考えがあるのでその辺は難しいと思いますが、その辺の職員のケアだったり、対応だったりというのはやはり早くやらなくてはいけないと思うので、今後も対応のほどはよろしくをお願いします。

ただいままた倉檜堰、確かに時間がかかる、町長がおっしゃったようにそれは私たちも理解はしております。建設事務所であって、農林事務所であってって本当に対応も大変だとは思いますが、やはり倉檜の人たちは町長がやると言った言葉すごく信用して、やってもらえるのだというふうに期待をしていますので、この辺時間はかかるのは当然分かりますが、目に見えてやはり対応していくという姿が町民の人には必要なのかなと思いますし、建設事務所であって、農林事務所であってって町長がおっしゃった。本当に町民の方は関係ないわけです。やはり田んぼを作っている以上、水は必要なわけで、今後そういう不安がないようにしたいというのは町民の皆さんの意思ですので、この辺の対応について何回も多分総会等はやっていると思いますが、その総会等でも町長どういふふうにお示ししたのかという内容だけお聞かせください。

公営塾に関しては、今回はコロナ関係もあって、そういう集まりもできないということも重々分かっております。であれば、今後の予定としては令和5年度からのスケジュール等になってしまうのかなと思うのですが、その辺はどういふふうにお考えなのか、もう一度だけお聞かせください。

以上です。

○議長（小玉智和君） それから、ただいま2番の小椋君、職員の関係は要望でいいですか。

○2番（小椋淑孝君） 要望でいいです。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、答弁を求めます。

星學君。

○町長（星學君） 再々質問にお答えするわけですが、職員の関係については十分今後とも各課の課長さん方、管理職といろいろ協議しながら改善を図っていくようにしていきます。

倉檜堰、地元の人たちは本当に期待しているわけなのですが、最初申し上げたとおり、これは時間のかかるものだよと、そういうことでございます。昨年の令和3年度の緊急事業としては、入山沢ってあそこの谷が、芋岡に入る前、あそこの下が決壊していたのです。その決壊を構わないでいると、上の通路がやられてしまうということで、それも緊急対応しました。ですから、時間をかけながらも、しかし県のほうには力強く、粘り強くやっていかななくては、これは河川管理は建設事務所だと、我々は農業の水路の確保のためやっているのではないのだって言われると、非常に私も、何だ、おまえは、何を言っているのかなという。地域の人とはそれは同じなのです。ですから、今後もそれを進めていくと、粘り強く河川改修をしていただくということを努力していきます。そうでないと、その水路をずっと2キロほど上げてしまうと、その負担が大変なのです。裏負担。そこが負担をしないようにするには河川改修してもらうということが、これが一番なのです。そこを何とかしようとするのが私の考え。

それから、公営塾についてはスケジュール、今回も3月末に予定しておりますけれども、それについてはまだまだコロナ禍で来られるか来られないかも分からないし、そういう状態ですので、今後のスケジュールは年度末あるいは年度初めに必ずつくっていくと。それから、子ども・子育ての会議との検討も整合性を取らないと、子供に負担にならないように、そして勉強ができるようにということを考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、これで2番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

次に、1番、星和志君。

○1番（星和志君） 議席番号1番、一般質問をさせていただきます。

本町の計画的な政策改善、評価、報告の実施について質問させていただきます。町長は就任されて3期目に入られておりますが、1期目からこれまでの間、事業計画を立て、測量や設計などを委託したものの実施には至っていない事業がかなりの数があると思われれます。その中には、なかなか事業が進行しないものや実施していないものも多数あるようです。

そこで、代表的な例といたしまして、塩生地区の雇用促進住宅予定地の宅地造成工事、湯野上温泉会館関係事業、倉檜堰対策関係事業、農業法人の設立について、事業が進まない、または進行が鈍いなどの理由と、これらの事業で今までにかかった費用についてお伺いいたします。また、これらのことについてまとめられた資料などはあるのかお伺

いたします。

さらに、計画化された事業や実施中の事業は政策評価を行い、その中で事業の継続や中止などを余儀なくされるのであれば、その理由を明確にして議会や町民に報告や説明をする必要があると思われませんが、なぜ行われぬのか、またどのような手法で各種事業の政策評価を行っているのかお伺いいたします。

以上で質問を終わります。ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員のご質問にお答えします。

本町の計画的政策の改善、評価、報告の実施についてでございますが、まず1つ目の塩生地区の雇用促進住宅の宅地造成工事につきましては、平成25年9月の定例会に町内事業所での従業員等の住環境の確保を目的に、雇用促進住宅事業を進めるための農地購入費を議決いただき、その後、同年度に測量設計を実施しており、平成26年度には基本設計の策定を進めていました。しかしながら、住宅等の建築のための良質な土質でないことから、盛土等の基盤整備を検討しておりましたが、令和2年度から県発注工事の土砂流用の見通しがありましたので、令和2年度に表土掘削と暗渠排水管敷設を行い、本年度と令和4年度にかけて盛土を行い、令和5年度には自然転圧により締め固め率を向上させ、地盤の安定を図る予定となっております。これまでに要した経費につきましては、平成25年度に土地の購入費を1,895万5,200円、測量調査設計等に920万7,735円、26年度に基本計画及び造成工事に799万2,000円、26年、27年度に管理工事として231万5,520円、令和2年度には表土掘削、暗渠排水管の設置に1,584万円、3年度に盛土、土木安定シート設置に1,663万900円の合計7,094万1,355円の支出がございます。

2つ目の湯野上温泉会館関係事業につきましては、平成27年度に湯野上温泉整備基本構想を作成しており、その一部の事業でございます湯野上温泉地域の整備につきましては、会津縦貫南道路開通を見据えた町観光産業の活性化に向け、観光交流拠点として重要なものであると考えております。なお、湯野上温泉会館関係事業でございますが、平成29年6月の第2回定例会において設計委託料が否決された経緯がございます。現在は湯野上温泉駅前整備を中心として事業を進めているところでございます。今後も地域住民の皆さんや関係各位の理解を得ながら、一步一步進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。なお、湯野上温泉会館関係事業に要した経費でございますが、28年度に実施しました湯野上地域、居平地区になりますが、測量業務委託に626万4,000円、地質調査業務委託に574万1,280円、合計1,200万5,280円でございます。全額地方創生加速化交付金で対応しております。

3つ目の倉檜堰対策関係ですが、倉檜堰の安定した取水を行うには、県が河川改修計画に基づき河川改修を行うか、取水に有効な堰を造るか、2つの方法が考えられますが、河川改修計画については建設事務所からその予定がない旨の回答は得ており、堰を造るには膨大な受益者負担がかかることから、事業化については難しい状況となっております。こちらにつきましては、倉檜堰対策協議会、平成26年に設立しまして、これまで年

間5万円、計40万円を支出し、そのほかにも緊急の湧水対策におけるポンプ設置費などを支出しております。

最後に、農業法人の設立につきましては、担い手農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等を受け、平成30年12月3日に下郷町農業法人設立検討委員会を設立し、その必要性や事業内容等について検討を続けており、令和3年5月にその検討結果をまとめた下郷町農業法人設立基本構想が町に提出されたところです。基本構想は、事業計画策定に当たって、基本方針として可能な限り長期的な採算性を図った上で事業を開始する必要があるとありまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、町の主要作物である米及びソバの価格の下落により、収益性が高くかつ安定した農地利用型作物の確保が大きな課題となっており、現在も検討を進めているところでございます。なお、これまで要した費用は、下郷町農業法人施設設立検討委員会の会議開催に要した出席者謝礼として、これまで14万9,600円の支出がございました。また、これらについてまとめた資料についてでございますが、事務報告書にて報告されているもの、それから事業計画等は各課等で保管しております。

次に、これらの事業の継続や中止などの理由につきまして、議会や町民の報告、説明が行われていないとおたじですが、行政を運営する立場にあつてはもちろん説明責任というものがございます。これまでも議会の一般質問や本会議、さらには行政区からの要望を受けるときなどには事情や状況について説明や報告を行ってまいりました。また、議会での発言等につきましては、町民の代表である議員の皆様には、議会だよりなどを通じて広く周知されているものと思料したところでございます。

次に、政策評価についてでございますが、町の最上位計画であります第6次総合計画にも記載してございますが、まちづくりの分野の主な施策につきましては、目標達成に向けてPDCAサイクルに基づき管理を行い、実効性を確保しながら施策を推進していくことを基本としておりますので、これまでも新たな計画策定時には既存計画における策定の評価検証を事務担当課がそれぞれ実施し、さらに役場内での評価検証に合わせ町民アンケートを実施するなどして、次の計画策定の基礎としております。それ以外にも各種補助事業であれば各課においても個別に成果指標数値目標を設定し、評価検証を実施しているところです。そのほか、課長等で組織される企画推進会議の中でも、課ごとの事業の懸案事項や課題、進捗などについて議論を行い、情報の共有化と対策を講じ、政策評価につなげているところでございますが、行政で行う事業の最終的な評価は町民の皆様が下すものと思っておりますので、町民の皆様の負託に応え、よりよい下郷町をつくり上げるため、今後も尽力していく覚悟でございますので、議員の皆様にもご指導、ご協力のほどお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 再質問させていただきます。

塩生地区の造成工事については、結果、これからどうされるのか。湯野上に関しては、湯野上温泉会館はどうなったのか。中止なのか、継続なのか。倉檜堰は時間がかかる。

農業法人は、今検討しているとありますが、これ始める前に説明会を行ったりした事業もあると思うのですが、その後の説明責任として、その近隣住民に説明をなぜしないのかをお聞きしたいです。

そして、PDCAサイクルの下されるとしていますが、隣の若松市では行政結果報告書というものを妥当性や効率性、有効性の観点から評価されておるようです。そして、そこには第三者委員会が設立され、客観性、信頼性、公平性を確保する観点から、有識者と公募市民で構成しているようです。そして、内容的にはこれまでの取組状況、取組の検証、課題認識、今後の方針、改善点、あと事業費、所要一般財源費、人件費などを毎年細かく出しているようです。これらは行政をマネジメントするには最低限必要な仕事だと思います。全ての事業に対してですが、この政策評価は今後の施策や予算の計画に大きく影響を及ぼし、これらを怠れば負の方向に導かれてしまう重要なものです。今までの事業の結果を見ていますと、マネジメント力に、マネジメント力というか、経営力や評価力に欠けているとしか思えないです。ですので、足りないものは有識者や町民の意見を活用し進めていかなければ血税の無駄になってしまうと思います。そして結果、町民に説明すらつかなくなってしまうのではないのでしょうか。できないものはできないというのもリーダーの判断だと思われれます。決断だと思われれます。そして、そこから新たな体制を持って取り組めば、いい結果が生まれるのではないのでしょうか。今後、町民や有識者を活用するつもりはあるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員の再質問にお答えしますが、塩生の遠表の事業ですが、今盛土をしている事業を進めているところでございますので、継続中でございます。ですから、今後そのような事業内容をこれからも有識者等に諮って決めていきたいと思うのですけれども、やはり現在、25年のときの計画はなかったのです。ただ、進出企業があるから、雇用促進住宅を建てようというだけの基本構想、文字の基本構想だ。そして、9月の13日に土地の取得をする予算を議決していただいたと。それから、その測量をしたと。ですから、買う前に計画書を入れて、そして購入しますよという構想がまず必要だったと。しかし、25年の9月13日なのですけれども、私は25年の9月の30日に登庁なのです。ですから、このことは私は一切知らなかった。契約は、そのときにされなかったというのが実態なのです。ですから、私はそれを10月に入って契約をしてお金を払った。それから、26年度の予算決定していたもので、土地の地質調査をして、基本計画をつくったと。そして、庁内で検討会をさせていただいて、何回も課長さん方に出てもらって、今後どのように進めるのかと。ただし、地質調査の結果を見ると、表土を最低50でもやっぱり取り替えないと駄目だろうという結論を出した。ですから、その分についてどのようにするかと、農業委員会からも再三のご指導がございましたので、地ならしは26年度にしたのです。その経過がありますので、今後土砂を入れるの、取り替えるのにはお金のかからない方法でやっていかなければ、当時の予算で6,500万円かかる、入れ替

えすると。こういうお金が25年度のときにできるわけがないです。26年度もやはり土地をならずだけの事業、今1回目の答弁した。そういう計画でしたので、お金のかからないように、そして地域の人たちに喜ばれるようなやっぱり土地造成をして進めていくと。ですから、最後に言われました町民の方や、あるいは有識者の関係の方々から聞いて、そして自然転圧した中で、令和5年度転圧が完了しますから、その時点でその必要性だったものをもう一度チェックするほかないのです。チェックして、変更するなら変更するという形をしていかないと、今の段階で私がこういうふうになりました、こういうふうにしたいということは申し上げられませんが、当時のことについてはやはり見直しをしないで済まないだろうという感じはしております。いずれにしても、そのように進めていきたいと。

それから、湯野上温泉会館につきましては、あのときの地方の加速化交付金で計画書をつくりました。ですから、あと実施計画するときに議会の了解得られなかったので、湯野上の駅前だけ今整備している。ですから、これも事業の推進、進行中なのです。やっぱり完全にするまでにはなかなか時間かかります。一般会計予算で46億円しかない町ですから、事業費、事業を入れる場合は国の補助等を入れて、そしてやらないと、まるっきり町単独起債だけの事業は、やはりこれはやるべきではないと。やはり将来に負担をかけるわけにはいかないということですので、その辺を見極めながら、補助事業がどのようなものがあるのかと考えながらこの計画は今駅前の整備を進めていると。ですから、今後居平地区についてもそのようなことでやっていく。地域住民とは何回もお話ししました。そういう結果になりましたのは残念ですが、今後とも諦めないでそれを推進することが、町の今度は縦貫南が完成しました。それで、湯野上温泉にどこで駐車をするのかということになる。なかなか今構想としてはあっても、現実的にはないとすれば非常に困るわけですから、そのようにしていきたいと思えます。

倉檜堰につきましても、先ほど2番議員にも説明しましたが、やはり非常に難しいところだと思うのです。県が河川改修しなければ受益者負担が多くなってしまおうという結果になりますので、それは私はやりたくない。ですから、粘り強く、今度は県の部長さんも替わることだから、また挨拶行って、その件はお願いしていきたいと思えますし、今後は長野行政区との連携したやっぱり要望活動も必要。今までもやっていないわけではないのですけれども、長野区においてもやっぱり長野橋の下の農地を災害で失わせたくないという要望で、下郷町の十字ブロックについて、河川の流れを変えてほしいという要望書も出ておりますので、そうしたこともありますことから、河川改修をお願いするというを引き続きやっていきたいと思えます。

農業法人についても、結果に基づいて、どうしてもやっぱり法人化するということは担当の職員が張りつけされたり、あるいは職員を雇用しなくてはならないということになるとやはり金もかかると、そういうことですので、民間の農業法人でやっている人も、米の受託だとか、あとキノコの栽培だとかというようなことでやっていらっしゃいます。ですから、今県内の農業法人をつくっている町村のどういう受託面積、あるいは職員数、あるいは米以外にどのような農作物を作っているのかと、そういうものを調べて、そし

て下郷町に合う農業法人はどのようなやり方が一番いいのかということを出していただいて、そしてそれを議員の皆様、町民の皆さんに報告することが進める上では一番いいのではないかと、こう思います。

当然行政報告、第三者委員会、まずあらゆる事業について、町が計画をするということについては、例えば町の土地を購入するとなれば、やっぱり公有財産審議会にかけてやっていただくと。結論を出していただきたい。ですから、塩生の土地もそういう形で買った。湯野上温泉会館についても行政区と話し合い、また大学の先生方と話し合いながら進めていく。それから、倉檜堰についてもやはり大学の専門の先生に現地を見ていただいて、そして計画していくということもする。そんなことで、町民の説明、あるいはこれからも町民に有識者を合わせて、その計画についての進め方をこれからやっていかなければならないと、そうしなければ実行に移せないということもなりますので、ぜひ協力していただくようお願いしたいと、こう思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 答弁ありがとうございました。今おっしゃられた説明を近隣住民に直接すべきではないのかという点を先ほど質問したのですが……

（何事か声あり）

○1番（星和志君） 湯野上温泉会館は、地権者にすら今現在どうなっているのかということが分からない状況であるようです。倉檜堰は、協議会設立されているのに、1回しか協議会されていないと聞きました。全体的に説明、報告が少ないのではないのでしょうか。こういった行政の政策改善や評価や報告を怠っていたら、すばらしい第6次総合計画が絵に描いた餅になってしまわないようにしていただきたいと思います。

では、先ほどの説明の点だけお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 星和志議員の再々質問で、一番大切な住民への説明ということでございますが、この塩生地区についても、実際26年度のときの資料を持ってきても、買うときに集まって以来、そのときには私は町長でなかったのですが、そのとき説明して、それ以来やっていないということで、あれをどうするのだ、どうするのだと言われましたけれども、実質的にはそれ以降住民への説明はしていないけれども、今後、今事業を進める上での造成工事をやっているわけです。これは間違いない。ですから、その説明についてはちゃんとしっかりと所有者、あるいは地域の代表者に説明するという、以前の所有者と、それから地域の代表者に説明するということにいたしたいと思います。

また、湯野上地域住民の方にもそのように同じ手法でやって、何回もここはやってますので、なかなか集まりが悪いのです。これは、私が行って、何回も行っているのですが、なかなか集まりが悪いということが現実でございますので、その辺は今後地域住民の方に説明する場合はぜひ参加していただいて、現実はこのとおりということをし

ていきたいと思います。

それから、倉檜堰の説明会といいますけれども、これは協議会は総会から、現地調査から、これ1回と言っていますが、どういうことで1回と言っているのだから分からないけれども、何回もやっていますから、これは私からするとちょっとおかしいなという感じはしますが、倉檜堰は私も現地を見ていますし、何回も見ていますし、説明会にも出席していますし、ただコロナ禍で総会やれなかったということは事実。ですけれども、役員会を開いて、担当課と役員会を開いて、何回も間違いなくそれはやっていますので、これは1回というあれはちょっとおかしいかなとは。ですから、結果報告、いろいろな面で事業の推進に当たっては必要なことですので、今後とも進めるという考えですから、ぜひそのように持っていきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

○1番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、これで1番、星和志君の一般質問を終わります。

それでは、ただいまから休憩いたします。再開は11時10分といたします。（午前10時58分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時10分）

次に、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 議席番号6番、玉川邦夫でございます。予定どおり一般質問、大きな柱2つで質問させていただきます。

まず、大きな柱1つ、民意を反映した教育会議についてです。町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題を共有し、より一層民意を反映した教育行政を進めていくことを目的に、地方教育行政に関する法律が5年前に改正されました。その改正の中に、町執行部と教育委員会執行部が協議と調整を行う場として、総合教育会議の設置を求めてきました。そこで、町長に2つ質問いたします。

1つ、ここ2年間の中で総合教育会議は何回ほど開催され、そのときの議題としてどのような話合いが行われましたか。また、その中で、地域の方や子供を持つ保護者の方の声から吸い上げられた課題はありましたか。

2つ目の質問で、今住民が町長に求めている大きなテーマ、課題は、小学校の統合問題です。これこそが町執行部と教育委員会の協議と調整を掲げている総合教育会議設置の狙いであると思います。ぜひ傍聴席を設けるなど、総合教育会議を公開しながら、統廃合の話合いの場を持たなければならないと思います。町長の考えをお聞かせいただきたい。

大きな柱2つ目です。求められる地域の教育力。地方教育行政の改正によって、開かれた学校づくりの実現のために、保護者、地域住民、有識者などが学校運営に参画するコミュニティスクールが創設されました。近年、このコミュニティスクールの創設が努力義務化されました。そこで、町長に3点ご質問いたします。

1つは、来年度より町は国、県の予算もいただきながらこの事業に取り組むことになるというお話を伺いました。小中学校全ての学校で、それぞれ取り組まれるのか、その取組の概要について簡単にご説明願います。

2つ目は、国の施策の背景には、少子化による学校統廃合の問題があると言われていいます。このコミュニティスクール事業は、町行政としては、統廃合を視野に入れての関連事業と捉えられないこともないのですが、その関連性はどうか伺います。

最後3つ目、各学校ともに、学校経営ビジョンに地域との連携という施策を掲げて、先生方は頑張っておられます。しかし、今回の事業は地域とともにある学校の経営ということでは一歩も二歩も入り込んだ連携が求められます。保護者だけにとどまらず、地域住民の理解、協力が必要になり、学校運営に今までにない負担も想定されますので、先進的な学校等をモデルにしながら進めていくことになるでしょう。そこで、町長は学校運営協議会の推進に当たって、財政面でどのくらいの予算化をされているのか。また、運営面ではどのような地域の方々の理解を得ながら進めようとしているのか、具体的構想があったらお示し願いたい。

以上でございます。ご回答よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

1点目の民意を反映した教育会議の①番として、教育総合会議についてでございますが、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、全ての地方公共団体に総合教育会議が設置されることとなりました。その主な役割としましては、議員ご指摘のとおり、町長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町教育における課題やあるべき姿などを共有しながら、同じ方向性の下、連携して、効果的な教育行政を推進することを目的としております。本町におきましても総合教育会議設置要綱を定め、教育大綱についての審議、決定や教育環境の整備、あるいは地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興を図るため、重点的に講ずるべき措置等について協議を進めてまいりました。

最初のご質問であります。ここ2年間で総合教育会議の開催数は、昨年度が3回、今年度は1回、合わせて4回開催しております。また、その議題でございますが、教育委員会における重点施策及び重点事業をはじめ、指導主事の配置、教職員の多忙化解消アクションプラン、コミュニティ・スクール学校運営協議会制度、GIGAスクール構想、ICT支援員など学校教育関係を中心に、教育委員会の施策や事業、また予算面からも関係する課題等に対しまして話し合いを進めてきました。その中で、町のPTA連絡協議会から要望がありました通学費の無償化についても協議を行っております。多くの自治体では、義務教育課程の場合、通学時における安全確保の面から、スクールバスやコミュニティバスを利用して送迎を行っております。町としましては、小学校4年生までは民間のバス、タクシー、鉄道を利用した場合は全額補助、5年生以上と中学生は保護者の負担上限額を毎月4,000円に設定しております。今後はさらなる保護者の負担軽減

を図るため、保護者負担の上限額を段階的に減額し、将来的には無償化とする方向性を決め、4年度の予算にも反映しているところでございます。今後とも総合教育会議の役割を十分認識し、町部局と教育委員会が政策的な課題を共有し、課題解決に向けた協議を進めていきたいと考えています。

続いて、小学校の統合についてでございますが、これまでも一般質問におきまして多くの議員の方々からのご質問の際にも同じく答弁させていただきましたが、小学校の統合問題につきましましては、令和元年6月に町内保育所及び小学校の保護者意識調査という調査というものを実施しております。その回答内容については、今の人数で6年間学ぶことが適切かという質問に対して、適切であるが37%、適切でないが35%、分からないが28%という結果でございました。この回答割合で読み取れますものは、保護者の意見が拮抗しているという状況でございます。この調査後、町教育委員会としましては、教育委員会定例会や町部局を含めた総合教育会議を開催し、少人数教育の在り方や統廃合問題について協議を行ってまいりました。さらに各学校長やPTA会長に対しましてもアンケートの結果の情報提供を行い、課題意識を共有させていただいております。統合問題については、子供たちの学習面や生活面、あるいは学校運営や財政面、さらには通学の問題、地域コミュニティとの関わりなど様々な角度から検証していく必要があると思われまます。来年度からの本格的なコミュニティ・スクール学校運営協議会の活動に向け、その組織づくりや参画方法など、指導主事の市指導の下、事業を進めていると伺っております。総合教育会議では、個人の秘密を保つ必要があるときは、または会議の公正さが害されるおそれがあるとき、そのほか公益上必要があると認めたときを除き、原則公開としております。また、協議を行うに当たっては、必要があると認めたときは関係者または学識経験を有する者から協議すべき事項について意見を聞くことができることも規定されております。今後とも総合教育会議の趣旨を尊重し、児童生徒の少子化に伴う小学校の統合の問題につきましましては検討、研究課題と位置づけ、地域住民の有識者、保護者などから組織されるコミュニティ・スクール学校運営協議会の意見も参考に、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目の求められる地域の教育力でございますが、この件につきましましては教育長から答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、教育委員会教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） それでは、6番、玉川邦夫議員の2点目のご質問についてお答えいたします。

まず、コミュニティ・スクールの取組でございますが、このコミュニティ・スクール、学校運営協議会とも言われ、略してCSと呼んでおります。昭和31年に制定されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、平成16年にコミュニティ・スクールの規定が追加され、平成29年にはご指摘いただきましたように学校運営協議会の設置について、市町村教育委員会に努力義務が課せられるようになったわけでございます。そこで、これからの学校には地域に開かれた学校から、さらに一步踏み出し、地域でどのように子供たちを育てるのか、何を実現していくのか、校長が掲げる学校経営ビジョンを

保護者や地域住民と共有し、学校と家庭と地域とが一体となって教育活動を進めていく、地域とともにある学校の理念が示されております。その実現のためには、学校と地域がパートナーとして連携、共同することが鍵となっております。本町でもこれからの時代を生きる子供たちのため、各学校が地域とともにある学校づくりを進め、最終的には教育大綱にありますように、新しい時代をつくる人材の育成を目指すことができるよう、そのメリットや期待される効果、運営への共通理解を図るとともに、情報発信をしてきたところでございます。このコミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を導入した学校のことであります。母体は、あくまでも学校にあります。

1つ目のコミュニティ・スクールの取組については、令和4年度から町内の小学校3校、中学校1校がそれぞれに取組を進めてまいります。その取組の概要といたしましては、校長からの経営ビジョンの説明、各学校の強みや課題を共有することが初めの一歩となります。そして、今年度の各学校での様々な活動予定や各活動での子供たちの取組の様子を聞き、協力体制を築いていくこととなります。そこでは地域人材や資源を効果的に活用した学習により、特色ある学校づくりを進めていくことも可能となります。ただ、これらは決して新たな取組ではなく、これまで各学校が取り組んできたふるさと学習やキャリア教育、読み聞かせや登下校の見守り、地域と連携した学校行事なども全てCSの取組の一つであると言えます。今後、各学校のCSの取組が充実されていくことで、人と人の触れ合いや支え合いの精神など、心の温かさや絆が息づいている町民性などを改めて知り、ふるさと下郷の魅力を改めて知る機会になるものと考えております。

次に、学校統廃合との関連性についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、県内及び全国的に見ても少子高齢化が進み、本町でも児童生徒数の減少は続いております。しかしながら、本町では学校統廃合を視野に入れてコミュニティ・スクール事業を進めようと動き出したわけではございません。各学校にはそれぞれ特色ある教育活動がたくさんございます。学校の応援団である家庭や地域の力を積極的に取り入れた教育活動を進めていくことで、これまで以上に魅力ある学校づくりを進めることが可能となると考えております。よりよい学校づくりとよりよい地域づくり、そのためには家庭も地域住民も教育の当事者となって積極的に教育に関わっていくことが大切となると考えております。お互いパートナーとして子供たちの学びを充実させていくことで、学校、家庭、地域が顔が見える関係となり、たくさんの方々に支えられ、たくさんの方々の理解や協力を得た学校運営の実現を目指しておりますので、学校の統廃合との関連性については特に考えておりません。

続いて、財政面と運営面についてお答えいたします。まず、最初の質問でございますが、コミュニティ・スクールの運営は、本町の子供たちのために日々ご尽力いただいております先生方を応援する取組でもあります。また、校長や先生方の異動があっても、家庭や地域との組織的な連携、共同体制がそのまま継続できる持続可能な制度でもあります。そのため、各校から推薦いただきましたCS委員の組織されたコミュニティ・スクールの委員の方々には、各回の参加に当たり謝礼でございます。費用弁償として1回2,200円、各学校8名程度と考えております。年間3回ほど予定しております。これを支

払いするように考えております。令和4年度は、新たなスタートでもありますので、文部科学省の派遣事業を活用し、CSマイスターを招聘し、各地の先進的な事例や関係法令などを踏まえた講演、研修会を開催したいと考えているところでございます。地域に開かれた学校から、地域とともにある学校への転換が着実に進んでいくよう、本町でも各校のコミュニティ・スクールの取組を後押ししていきたいと考えているところでございます。

次に、運営面でございますが、CS委員は各学校ともに同じ理念、目標を共有し、行動していく委員が選定されております。人数や構成は、学校によって若干の差はございます。例えば現在のPTA会長さん、元PTA会長さん、学区や学校の所在の行政区長様、民生委員の方、企業経営者、地域づくりに積極的な方、さらには放課後子ども教室アドバイザーなどに加え、校長、教頭、地域連携担当教職員、そこに教育委員会から学校教育係、社会教育係の担当者に加わってもらい、各校でCSが構成される予定でございます。コミュニティ・スクール、学校運営協議会、CSというと、一見何か難しそうなイメージを持たれるかと思いますが、これまで各学校が取り組んできました様々な活動、それそのものがこのCSだというふうに捉えております。学校が地域の中心となり、家庭や地域を巻き込み、みんなが学校に集まっていたような昔懐かしい学校とも言い換えることができると思われまます。そのためにも保護者や地域の声にしっかりと耳を傾け、ともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させていくことで、子供たちの笑顔、さらには地域の未来につなげていきたいと考えているところでございます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ご回答ありがとうございます。大変克明にご説明いただいたので、メモを取り切れなかったのですけれども、ダブっていたらご了承いただいて。

第1問目の民意を反映した教育会議、町長さんにご答弁、教育長さんでもいいわけですが、あえて教育長ではなくて町長。これは、私はやっぱり町長が今回の改正で教育長を任命するとか、教育委員長はなくて教育長が責任を持って運営していくという大きな変革の時期であったのです。ですから、教育長でなくて教育に関する町長の姿勢というのはとても大事である。そういう意味で、1問目は町長さんにお答えいただいたという意図もでございます。まさに総合教育会議、私は見たこともないわけですが、秘密会議ではなくて、当然公開されるものであるということで、年間どのぐらい、ほかの地区もちょっとネットの中で探したのですけれども、開かれているのだから開かれていないのか分からないという状況の町村も実際はあったと。今の回答の中で、去年、おとし3回開いていると。今回1回。好成绩かなと、大変議題も教育に関しては重要課題が掲げられて、なるほどなと思いましたが、やはり2番にもつなげてなのですから、大きな関心事が統合問題なのです。これがこの会議では話されたのかどうかというところを1点、お話で。できれば内容まで、こんな方向性とか、今後こうしていこうという

ような、その辺の内容的なものも含めて、この総合教育会議で、この2年間あるいは遡っても結構です。開かれたのかどうか、ここ1点お願いします。そのときの教育委員4名いらっしゃるわけですけれども、反応というか、その辺、メモ等でもいいですが、あればその反応の状況をお教えいただきたい。これがまず1つの質問です。

やはり学校統合には、私もこれで多分3回目の質問になるかと思えます。年間何回も統合については出されていて、アンケートの結果もご報告いただいて、ただ具体的にやっぱりなかなか見えなくて、その後思考止まっているのではないかと私なんかも勝手に解釈するわけですけれども、着実にそれでも進んでいるのか、統合オンリーではないのですけれども、この少子化という、少人数学級というのを町長は大切にされているので、その辺も含めて町民の声がどこまで入っているのか具体的なところがちょっと見えないので、その辺をもう少し知りたいと。そのためには、これ非常にいい。今後のことですが、総合教育会議というのをぜひ開いて、しかもオープンにして、当たり前なのですけれども、今はもう会議は公開ですので公開されて、傍聴席などを10名とか何名かはつくっていただいて、その会議を開いていただけると関心度というのはさらに、ああ、難しいのだなというところとか、そういう現実的なものも含めて行政的な側面からの町長の考えなどをぜひ聞いている方々、あるいはこれが記録として、記録が公開、開示されると思うのです。そういうふうにして学校統合について関心を町民に持たせていただければなというふうに思っております。

2つ目、コミュニティ・スクール、これは15年前、ほぼ15年前、10年で3,000、全国何か目標に達したなんていう記事もありました。3,000の学校がこのコミュニティ・スクールの。昨日のニュースで、350……430ほど統合が進んでいると。その中でコミュニティがちょっと出ましたけれども、そういうニュースが最新版で出たのです。結局、このコミュニティに力を国が入れ始めたのは、少子化で統合がもうどんどん、どんどん進んでいる。地域性がどんどん学校から奪われて、おらの学校という、そういう学校さえも遠くなってきているという、そういう実態があるために国はかなり推進、これは義務化という感じではないけれども、努力義務ということになってきたのだらうなというふうに思います。私もそういう教育界に身を置いたときがあったのですけれども、家庭との連携というのは一生懸命今でも昔からやっていたらっしゃる。家庭という世帯がもう大きな世帯であります。今は保護者、家庭の保護者の世帯がもう一気に少なくなっているんで、もう地域との連携、地域力、パワーを借りていかなければならない。そういうことで学校に入り込むというわけではない。学校の校長先生方、職員にとってはなかなか大変な事業ではないかなと私は見えています。今までのやり方でいいのだよとはいうものの、なかなかそれこそ一般企業も入ったり、老人会も入ったり、いろんな形で入る。その小悪でないけれども、これ私なんかだと煩わしさも出てくるのかなという感じもするのですけれども、まさに地域連携、地域との開かれた学校づくりの中での地域の協力を得るというのは私はとても大事だし、それが統合と一応関係ないというお話あったと思うのですけれども、これ別にやっぱりあったほうがいいなと思っているのと、やっぱり本町は統合をしばらく置いていただきますので、統合でない本当の小規模、本当に少人数の学校には

さらに大切なんていう見方もあるのだろうなというふうに思いますけれども、ぜひこれは研究校の3年やれば終わりという問題ではなくて、これからの学校はこういう学校に、開かれた学校はこういう形にしていかなければならない、コミュニティ・スクールなのだということを多分強くうたわれるのだと思うので、この地域の理解というのを相当いろんな代表で会議しますけれども、隣のおじさんとか隣の若い人たちに浸透するかというと非常に難しい問題を抱えているなと思いますので、今後どういうふうな、もう少し具体的に、理解を図っていくか。推進委員会はあるようですけども、3回ぐらい開いて、これだけで今度他の委員になられた方がどう動くかということと非常に大変なことだなと、動き出すまでが大変だな。そのためには行政ぐるみでいろんな関わり方が、やっぱり小中学校におんぶしないで、学校再編をおんぶしないでやってほしいなど。その辺、もし具体的にありましたらお教えいただきたいというふうに思います。

大分いろいろありました。1つだけ、もっと自分も協力するとどうなのかなという認識で、いろいろ考えたり、地域の方と校長先生としゃべっている機会があったのですけれども、今私の学区の旭田小は人数が少ないために緑化運動というのを物すごくご苦労かけているのです、草刈りとか簡単に言えば。これを保護者だけでやろうとすると、本当に大変だと。これを校長先生と一緒に切り替えましょうなんていうことをしゃべった。それは、地域の学校だから、我々が地域の学校を守るのだと、学校におんぶするのではないのだという発想を持っていかなければならないなど。学校の環境なのだから、保護者もいるのだから、学校でやるべきではないかではなくて、我々の学校だと。先ほど教育長さん言いました。懐かしい小中学校にだんだん地域の方も思われる。そういうふうに我が学校であると。だから、学校のお手伝いと同時に、緑化は私たちがやるからみたいな、そういうような気持ちになっていくにはなかなか大変だというか、気づいてもらうことがやっぱり働きかけ、行政側も働きかけをしていかないと難しいのかな、そんなことを校長さんとお話しして感じた次第であります。

ちょっとまとまりありませんけれども、地域の方がどれだけこのコミュニティ・スクールというものを考えて、今までとちょっと違った、違うのではないと言いましたけれども、深く入っていくためのところを、やはり認識を深めていくには行政のさらに一歩二歩の入り方が必要かなというふうに思いますので、その辺お聞かせください。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 玉川議員の再質問にお答えしたいと思います。教育総合会議、議員もご存じだと思いますが、平成27年に法律の一部改正をして、各自治体で総合教育会議をつくりなさいという、設置しなさいということが法律で決まったわけです。ですから、その法律に基づいて設置しているわけですが、教育委員会の改革として、教育行政における責任の体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を反映する首長との連携強化、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために、国がというよりは自治体が教育委員会に指示できることを明確化した

と。これによって、総合教育会議が設置されたということが、法律の制度が変わったときの国の示したものだ。ですから、それに基づいて町でも設置して、下郷町の教育大綱を作成して、そして教育総合会議を実施しているわけです。平成3年度につきましては、まだ1回ですけれども、平成2年度については3回、コロナ禍の中で会議を進めるということは非常に心苦しいのですけれども、平成2年度は3回、それから平成3年度は1回。いずれにしても、コロナ禍において平成3年度2回目のやつは中止しました。こんな状態ではやっぱり会議を開くべきでないということもございました。2月24日だな。私も県の町村会の総会、これも中止になってしまいました。そんな状態の中で会議を開くことができなかったということは残念に思うのですけれども、そういう総合会議というものはそういう趣旨の下で法律改正がされたということをご存じだと思います。ですから、それに基づいて実施していただいているという。

少人数、複式ということにつきましては、主要科目については加配によって先生を手配していただいて、主要科目は単式でやっているのです。主要科目については。ですから、この地域に求められている教育についても十分にその効果が出るという考えの下で、少人数学校においても単式でやっている主要教科もございますので、ご理解をいただければと思います。

いろいろ質問されましたけれども、常に私は地方をつくっていくには何が必要かと、愛郷心を育む教育が大変必要だと、こう私は思っている。それに基づいて今後の教育総合会議でも発言をしていきたいと、こう考えております。

なお、求められる地域の教育力の関係については教育長からの答弁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまご質問ございました地域の理解をどのように浸透させるかという内容で、具体的にというご質問でございます。

先ほど今までと大きな変わりはないというようなお話を申し上げたわけですが、今まで以上に、さらに地域の多くの方に子供たちの教育に対して目を向けていただきたいと、こういう考えでございます。特にこのCSの中で具体的にどういふことを検討していくかということでございますが、先ほども申し上げましたが、何点か申し上げます。子供たちがどんなふうに育てほしいのかと、さらには子供たちの学力を向上させるためにはどうしたらいいのか、家庭学習の充実のためにはどうあるべきか、登下校時の安全をどう確保するのか、早寝早起き朝御飯、これをしっかり実践していくためにはどうしたらいいのか、挨拶ができる子供に育てていくためには、読書活動、うち読の推進のために、さらにはこれからタブレットを一人一人が持っております。その中でメディアとの付き合い方、こういうものについて多くの方々のご意見を頂戴しながら進めていきたいという考えでおります。

それから、学校のほうに対しての負担が多くなってしまわないかというご心配でございましたが、私のほうとして学校にお願いしているのは、今までやっております

例えばPTA総会であったり、いろんな学校行事がございます。そういうところに保護者だけでなく、地域の方々にも参加していただきながら、子供たちの様子をよく見ていただいて、そして子供たちの教育にご協力をいただきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありますか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 再々質問になるか、教育長さんには1つ、総合教育会議、町長、行政側が教育に入るといのは今まではなかったというか、物申すというのかな、今回大綱とか、そういう一番はいじめと、ああいう大きな大津の事件があったわけで、いわゆる学校教育レベルではもう解決できないレベルのものがあって、町長さんが町のリーダーとしてやっぱり教育に関してもリーダーシップを発揮する場面もあるのだということ認識されているとは思いますが、この会議が非常に教育委員4名おられますので、町長として教育を語る一番の場面なのです。ですから、町長さんは教育に関しても、そこは熱く語るとか、こういう構想を持っているというところをぜひ示していただいて、そして教育委員にすばらしいスタッフがいますので、予算くれるから頑張れという、そのぐらいのエールを送るような姿勢でこの会議を大事にしていきたい。当然このときには公開しながら、しっかり住民にも呼びかけてほしいなど、お願いになりますけれども、よろしくをお願いします。

それから、教育長さんのほうのご答弁の中に、負担にならないようにという言い方が、失礼ですけれども、下郷町のよさを各校長先生方はもう地元の校長先生はいません。これからしばらく、もうずっといないのかもしれませんが。本当によそからおいでになってご苦労さまだなど。でも、下郷町のよさを早く分かって。下郷町に教材化するものがいっぱいあるなという話も聞いていますので、ぜひ地域の方々がこれからの子供を育てるのだという認識というか、そういう気持ちになるように、学校と地域がどういうふうにやったら、そういう協力体制になるかというのは常に考えていただいて、発信していただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君、これ要望でいいですか。

○6番（玉川邦夫君） はい、結構でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、これで答弁漏れはございませんね。答弁漏れございませんね。

○6番（玉川邦夫君） 何か町長さん、今手を。できればどうぞ。聞きたい。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 再々質問というよりも、ちょっとメモし切れなところがあるので、ご容赦願いたいと思いますけれども、学校と地域の連携をして、ちゃんとやってくださいよという意味だと思います。ですから、私は第6次総合計画の中で、やはり教育が一番大切だろうということで、基本目標、基本構想の中は、1番目に教育と文化ということ挙げて、第6次総合計画に入っていますので、その一つの令和4年度の中身をやはり

その出発点としてやっていくということを考えまして予算編成もしていますし、今後教育行政については力を入れてまいりたいと、こう思います。各教育委員の先生の皆さんからも意見を聞き、私からの発言も聞いていただいて、そして立派な教育をしていくということをお約束したいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁漏れはあとないですか。

○6番（玉川邦夫君） ないです。

○議長（小玉智和君） これで6番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

それでは、ただいまより休憩いたします。（午前11時56分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時58分）

間もなく正午となりますが、このまま会議を続行いたします。よろしくご協力お願いいたします。

次に、8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号8番の星輝夫でございます。今回も一般質問を行わせていただきます。なお、3点ほどありまして、1つ目に会津縦貫南道路開通による未来の下郷町について、2つ目に大雪対策について、3つ目に非農地調査について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

その前に、昨年12月の定例会に寒冷地問題につきまして素早い対応をしていただきまして、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。また、下郷町原油高騰対応緊急給付金について、歴代町長さんができなかった対応をしていただきまして、町民の声が聞こえております。また、下郷町長さんの勇気ある英断に対して、この場をお借りいたしまして、町民の一人として厚く御礼を申し上げます。

それでは、本題に入らせていただきます。会津縦貫南道路開通による未来の下郷町について。会津縦貫南道路は、国道118号と国道121号の代替路線として様々な面で期待される道路であります。平成26年度に本格着工されて、田代トンネルは令和2年2月に貫通し、3号トンネルも令和3年10月に貫通いたしました。小沼崎バイパス及び湯野上バイパスの工事が着々と進んでおります。この区間の開通予定が令和7年となっております。しかし、開通は喜ばしいことですが、下郷町が通過点になるおそれや、町民が町外へ転居してしまう可能性も否定できません。さらに、下郷町の観光業やサービス業が廃業に追い込まれるなどがあるとはなりません。そこで、当局へ質問ですが、未来の下郷町をどのように考えているのか、将来のビジョンを示してくださいませようよろしくお願いいたします。

2番目、雪対策について。昨年末からの大雪により町民の皆様におかれましては大変ご苦労されていると思います。また、町では独り暮らしの高齢者世帯の除雪、排雪支援等も実施しており、この場をお借りいたしまして除雪作業、労務作業の方へ感謝申し上げます。

さて、今年は雪に加え、気温が低い日が続き、屋根の雪がなかなか落ちないという声も聞こえておりますが、雪の影響による個人宅の被害を町では把握しているのかお伺いいたします。また、高齢者などの屋根の除雪について町はどのように考えているのかをお伺いいたします。

3番目、非農地調査について。町内各地で森林化、原野化しており、今後農耕の見込みがない農地については農地台帳から除外する作業を農業委員会にて行っていると思います。この調査の進捗状況はどのようになっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の会津縦貫南道路開通による未来の下郷町についてでございますが、会津縦貫南道路は、平成26年に本格着工となって以降、町民の皆様のご理解や関係各位のご協力の下、着実な整備が進められており、湯野上バイパスについては、国では令和7年度の開通見通しがなされております。同区間は、急峻な山岳地帯を擁し、これまで落石や雪崩、路面凍結など地形や気象条件を要因とする交通障害や、行楽シーズンにおける渋滞の頻発により地域の生活に大きな支障を来しております。会津縦貫南道路の開通により、これらの課題が取り払われ、地域間の移動時間の短縮による広域観光の促進、物流の活性化、医療施設へのアクセス向上等、多岐にわたる効果が期待できます。しかしながら、議員のおただしのおり、移動時間の短縮によって町が通過点になるのではないかという懸念もあります。町といたしましては、大内宿駐車場の整備や湯野上温泉駅前整備などの受入れ態勢の整備を計画するとともに、既存の観光地の磨き上げや、観音沼周辺の新たな観光資源の開発整備に取り組み、交流人口や関係人口の増加に取り組んでいきたいと考えております。

また、会津縦貫南道路開通により町外への転出等の懸念でございますが、これに対応した移住定住対策は町の重要課題の一つであります。これまでも移住支援金制度や空き家バンク制度、住宅取得支援事業を創設し、その対策を図っているところでございます。特に空き家バンクにつきましては、登録6物件のうち5件が成約済み、うち4件が町外からの移住者でもあり、成果も上がってきております。さらに、定住環境の整備としましては、これまでも保育料の負担軽減や通園助成、学校給食費の助成など、子育て環境や教育環境の整備、高齢者タクシー助成や除雪支援事業、ポイントカード事業や起業支援事業、各種農業支援事業、さらには道路網の整備促進など、きめ細かく事業を展開しておりますので、町の主要な事業につきましてはいずれも移住定住促進につながる事業であると考えております。今後、第6次町総合計画で掲げました「未来創生交流のまち下郷」～「つなぎ 育み 人づくりのまち」を目指して～下郷の将来を担う子供、孫たちの世代へこの魅力ある下郷町をつないでいくために、安心して子育てができる環境整備や高齢者が生き生きと生活できる環境整備を推し進めるとともに、町民の皆さんの生活に寄り添った各種事業を今後も展開し、町民と行政の協働により、下郷町がさらに魅

力あるまち、輝けるまちとなるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

次に、2つ目の大雪対策についてのご質問ですが、議員おただしのとおり、昨年末から今年にかけては大雪に見舞われ、気温が低い日が多く、なかなか屋根の雪が落ちないという声も多くありました。ご質問の個人宅の雪による被害につきましては、罹災証明等の交付申請により把握できるものですが、現在までに申請がございませんので、把握はできておりません。

次に、高齢者宅の屋根の除雪については、高齢者等の除雪支援事業に関する質問ですが、少子高齢化が進行する中、高齢者支援は町の重要課題と認識し、第6次下郷町総合計画でも主要施策と位置づけ、各種施策に取り組んでおります。その中でも高齢者等除雪支援事業は、平成27年度に事業を開始し、今年度で7年が経過しております。本事業につきましては、高齢者の方々が日常生活の支障の出ることのないよう住宅の生活路等を事業対象として実施しております。施設や入院等で住居実態がない住宅は対象外とさせております。事業実績でございますが、今年度は非常に降雪が多く、令和4年3月10日現在で登録者数が132人、うち実利用者が76人、総利用時間が303時間となっております。

さて、高齢者宅の屋根の除雪とのご質問でございますが、高齢者に限らず屋根の雪を心配する声は伺っておりますが、個人の資産である住宅等につきましては個人で管理すべきものと考えております。しかしながら、防災行政無線での落雪、雪崩などの注意の喚起を促しながら事故防止をしてきたところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。今後も大雪時での高齢者の支援などについては、町だけではなく、集落との連携を図りながら、さらなる充実を進めてまいりますので、よろしくご理解いただきたいと考えております。

大きな3点目については、農業委員会会長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） それでは、農業委員会会長、渡部功君。

○農業委員会会長（渡部功君） 8番、星輝夫議員のご質問にお答えをいたします。

大きな3点目の非農地調査についてでございますが、農地につきましては農地法により耕作の目的に供される土地を定義とされており、非農地判断につきましては土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に、農業委員会による現地確認と農業委員会の総会決議をもって農地法に規定する農地から除外しなければならないとされております。当町農業委員会としましては、今年度の7月から9月にかけて農地利用最適化推進委員による町内農地全筆の調査状況を実施し、8月から12月までの期間で農業委員の班編成で町内全地区における非農地判断候補となる農地の現地確認を実施いたしました。議員ご存じのとおり、森林化した農地は町内広範囲に及んでおり、現地を確認、確定できない箇所や、道がなく現地まで到達できない箇所もあるなど、調査にはかなり苦慮し、時間を要しました。また、一部の地域では地元の方々に現地案内の協力をいただき、星輝夫議員さんにも小野地区

の案内にご協力をいただいたところであり、ご協力をいただきました皆様に厚く御礼を申し上げたいと思います。

おただしの調査状況の進捗であります。町内全地区の調査及び現地確認は12月中旬に完了しておりますが、非農地判断は農業委員会の定例総会の議決をもって決定されるところでございます。既にこれまでの定例総会で11地区の2,617筆、87.5ヘクタールを非農地として決定しており、その他今月23日に開催予定の定例総会で調査した残りの地区を審査し、決定していく予定でございます。全地区の非農地判断が決定されれば、農地所有者及び町税務課への報告、通知を行うこととなっております。これらは3月末を予定しているところでございます。なお、今年度の調査では所在不明であった農地もあり、その他見落としなどもあったものと思われ、これらは今後の調査継続によって現況と合致させていく必要があると考えておりますので、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず第1点目の会津縦貫南道路開通による未来の下郷町についてでございますけれども、ただいまの答弁の中でビジョンを聞きました。第6次振興計画そのもの、これ必ず私はビジョンを達成してもらいたいと思うのです。なぜ私、これを強く言うかという、今から35年前に会津線開業のときに町長さんが企画担当係長、そのときに太鼓を継続してやってくれと言われたと思うのです。しかし、練習場所がないと言われまして、私は江川分館があるでないでしょうか。そして、それからというのは高俣分校、枝松分校の方に下郷甚句を教えて、また今下郷中学校の児童にも継承して太鼓を教えています。そのビジョンを守っています。それから、未来の下郷ということで、昨年、江川小の児童が自分たちで考え、自分たちで実行し、大賞をもらいました。それは、担任の先生のリーダーだと思うのです。ですから、先ほど言った町長さん、ビジョン、町のトップなので、ひとつよろしく願いいたします。

それから、大雪対策についてでございますけれども、本当に大雪で大変だと町内の方が私のところに電話よこしました。70過ぎのばあちゃんです。屋根の雪落ちないと、12月の26日降った雪、2月の半ばになっても落ちないと、何とかしてくれと。そのうちには、旦那さんは亡くなり、そして障害者の娘がいると、屋根が潰れてしまうと、私はすぐに町に聞いてくれと言ったのです。そしたら、町のほうでは自分で探してくれと。そこで私は建設課のほうにも連絡を取りました。何とかしてくれと、命に関わることなのだ。しかし、対応していない。私はこの点、何とかしてもらいたいと思うのです。

それから、今回募集かけました労務者、何人申込みがあつて、そして何人採用したのか、その人数を教えてくださいたいと思います。

それから、最後の非農地調査についてでございますけれども、確かに本当にご苦労なさったと思います。しかし、これからはやっぱり農地と原野、雑種地、税金はまるっきり違ってくると思います。先ほど言いましたように、ぜひ税務課と縦横のつながり持っ

て、やはり将来の農家のためにひとつそこら辺の見直しをよろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星輝夫議員の再質問にお答えします。

会津縦貫南道路の開通に伴うビジョンの実行についてでございます。会津縦貫南道路の効果は、まず物流の活性化、観光促進、アクセスの向上、ネットワークの強化と、いろいろなまず広域的な医療体制が確立されるということも1つございます。このような会津縦貫道路は、地域にとって非常に大切というか、進めてもらわなければならない道路だと思います。ましてや、下郷町は、関係人口、交流人口を230万人と目標、ビジョンの中でうたっているわけでございます。今、交流人口が日光市まで1,200万から300万の交流人口、関係人口来ている。会津縦貫南道路がこの下郷南会津間、南会津間日光ということになれば日光と会津の文化がつながり、将来にわたっては観光人口、交流人口が増えてくると、こう思って考えております。ぜひそれに伴うビジョンづくりをして、一日でも早い対策を講じてまいりたいと思います。とにかく今、国に申し上げているのは整備促進、そしてまた県にも申し上げていますように会津縦貫5工区についても県に要望しております。ですから、一日も早く使用開始ができる、供用開始ができるように願っています。

またそのためには、下郷本郷線、戸赤栄富線の改良が必要だと思います。その改良も令和3年度の予算で何とか協議会をつくって、要望書を作成して、コロナ禍の中でありましたが、文書を県のほうにお願いした。この前、建設事務所さんと地域連携協議の中で、確かに要望書は受け取りましたということをおっしゃっていただきました。これからこの道路が開通するに当たっては、本郷線、戸赤栄富線の改良がぜひ必要です。ですから、計画を入れていただきたいということを要望してまいりたいと思います。

なお、町のビジョンについても、企画推進会議あるいは今の段階では企画推進会議、職員の各課からの考え方、個人の考え方も出していただきました。そして、これからその協議会等に提案しながら、ぜひ一日も早いビジョンづくりを完成して実行に移さなければならないと考えておりますので、議員の皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

それから、大雪の関係でございますが、大変今年は例年の4倍ぐらい雪が、降雪がありました。積雪でいうと下郷町合併から一番多い積雪ではなかったのかなと、降雪ではなかったのかなと感じていますが、私も2月中に戸赤、赤土、戸石小屋、大内、その後は枝松方面あるいは音金方面に道路の状況、あるいは雪の状況、桑取火にも上がってきました。そんな状況で非常にびくびくしながら運転をしましたが、蔵の屋根が雪で折れたりしています。軒が折れたりしていたところもございました。いずれにしても大変な雪でございました。今後、大雪でそういう家庭、高齢者独り暮らしというような場合には行政区との連携を図りながら、どのように対応していくかということを考えていきたいと思っています。

今年度の福祉除雪隊については、11名ほど応募がございましたけれども、予算の関係上、4人に絞り込みました。若い人は外しました。高齢者も外しました。真ん中を採り

ました。理解できると思います。若い人は、違う事業、仕事を探すこともできると思います。高齢者は、今人生100年と申しますから、さほどではないと思うのですけれども、とにかく中間の年齢層でやっていただきます。11名の中から4名を選んでいただいて、経験のある人、要するに地域が分かる人を選びました。ご理解いただければと思います。

それから、農地の変更につきましての税の見直しは、地目が変われば当然課税標準額も変わってきますので、その辺は農業委員会さんでなくて町としての対応になるかと思っていますので、十分それは当然のことだと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありますか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 2点ほど再々質問させていただきます。

まず、第1点目の会津縦貫南道路開通による未来の下郷町についてでございますけれども、今国道121号線、118号線は県のほうで維持管理費、除雪やっているといます。今後開通した場合には県のほうの対応、そこら辺の把握はしているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

あと2点目の大雪対策についてでございますけれども、今回は本当にまれの雪、やはり町民の安全、安心のためにも私は電話の窓口を設置してもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星輝夫議員の再々質問にお答えしたいと思いますが、121号線、118号線の道路網の整備あるいは改善、改修工事等、それは県の管理ですから、国道といっても県が管理していますので、十分に県で対応するようにこれからもお願いしますし、同盟会あるいは協議会等でやっぱり要望していくということが必要だと思います。県道の高隣田島線もそうです。ただ、2年度と3年度は、いかんせんコロナ禍で、その要望、県にも国にも行けないという状態の中で、越県は、福島県から出るなど言っているのだ。そういう状況の中では、何度も要望書は郵送する以外にない。ですから、残念ですが、そういうことでしたので、引き続き121号線、118号線の道路改良、修繕、それについては要望してまいります。お願いしてまいりたいと思います。

それから、大雪、議員のおっしゃるとおり、本当にこの大雪について町民の皆様にご迷惑をおかけしましたけれども、このようなことはやはり自分の財産ではなくて、やっぱり地域を守るという意味から大切なことだと私は考えておりました。そんなことは十分承知で、当初予算の中でやっていただくというようなことでしたけれども、先が見えないところでの決定でしたので、非常に反省しています。ぜひこういう窓口はつくって、地域からの要望にお応えしたいと、こう考えておりますので、ご了解いただきたいと思っています。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

○8番（星輝夫君） はい、ありません。

○議長（小玉智和君） これで8番、星輝夫君の一般質問を終わります。

ただいまは昼食の時間、ご協力大変ありがとうございました。

ただいまより休憩いたします。（午後 0時28分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 0時28分）

日程の追加

○議長（小玉智和君） 過般、総務文教常任委員会に付託の陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情については、先般3月9日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書の提出がなされております。また、議会改革特別委員会の中間報告について、さらに一般質問が本日で全部終了いたしましたので、明日3月15日を議案思考のため休会にしたいと思っております。以上、この3件については、去る3月7日開催の議会運営委員会で協議されました議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（小玉智和君） それでは、追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田健二君。

○総務文教常任委員長（湯田健二君） 総務文教常任委員会委員長の湯田健二でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第

89条第1項の規定により報告申し上げます。

「記」といたしまして、付託年月日、令和4年3月9日。件名、陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情。陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和4年3月9日。出席委員は、山名田久美子君、佐藤勤君、星能哲君、星昌彦君、そして私であります。

以上、ご報告申し上げます。

大変失礼しました。原稿どおり読ませていただきましたが、議長さんの名前が抜けておりましたので、申し訳ございませんでした。ここに小玉さんが入りますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情についての件を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情についての件は、採択することに決定いたしました。

これから陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択でございます。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情については、採択することに決定いたしました。

追加日程第2 議会改革特別委員会の中間報告について

○議長（小玉智和君） 追加日程第2、議会改革特別委員会中間報告についての件を議題といたします。

お諮りします。議会改革特別委員会に付託中のその他議会に関する条例等の見直しについての中間報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会に付託中のその他議会に関する条例等の見直しについて中間報告を求めることに決定いたしました。

議会改革特別委員会委員長、玉川邦夫君。演壇でお願いします。

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） 議会改革特別委員会、玉川邦夫でございます。

中間報告について、前回全員協議会において提案いたして、説明会をさせていただきました。そして、その初日に質問いただいた内容を回答いたして、ご了解いただきました。これをもって中間報告とさせていただきたいのですが、皆さんのご了承いただければ提出議案にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） ただいま議会改革特別委員会委員長、玉川邦夫君から中間報告について発言がありました。それに対してご質疑ありますか。ありませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） この前私、いろいろ言いましたけれども、その結果、あの文書だけで回答でしょうか。私、もう一度申し上げます。基本的には、早い話、まだ早過ぎます。町当局とのいろいろなすり合わせもまだやっていない。その段階で、これでよろしいですかというのはおかしくないですか。私これ、事あるたびに言いますから、議会議員12名から10名に減らすというふうな初心の希望がなくなった。それ私、いつも不思議なのですけれども、どこでそういうふうに特別委員会でそれなくなってしまったのは、私は議会事務局に会議の会議録と音声まで下さって、ありません。その結果が何も無い。それを皆さん方努力して一生懸命やっているのだけれども、それを裏づける書類と音声データが全くない。何をやってきたか分からない。それで、これでよろしいですかという話はないでしょうか。

もう一つです。まだ話終わっていません。私は、やっぱり議会改革というならば、通年議会であろうが、何であろうが、町民には関係ない、全く。町民が何をしてほしいか、議会に何を要望しているのか、そこを考えている、私は。足元を。原点を。そうでなくても、私、言葉は悪いですけれども、町議会議員は何やっているのだ、仕事しないでと、こう言われているわけです。それが通年議会やったからって、皆さん一生懸命政治活動町民たちにやるのですか。大して変わらないと思います。

それから、あの数字でいうと、議運委員会が今度は広報委員会の委員長も混ざらないからおかしいとか、それ自分たちのことだけです、そんなの。そういうことをもっと真剣に、私は特別委員会というのは何かお互いに何のためにやっている委員会なのかと思います。私は、最初の委員会的时候に、今回の任期の話もあったときに、町民から議員

さんも減らしたらどうかと、それを私は話したのです。あと、もう誰かもう一人いました。それ、今になってくると、あと2年だからって黙ってしまって。もうこれ私、大変失礼なこと言うけれども、議会改革委員の委員長さんが、12名から外したら、誰が2つ要するに落ちるとい話になってくるわけです。そうすると、お互いに慰め合って、そんなような話になったのかなと、私はそう考えざる得ません。もう少し時間をかけてやらないといけないのではないですか。町議会とのいろんなこともすり合わせしなければならぬ。取りあえずこれで報告となりますと、6月にかけてますって、そんな話はないでしょう。いかがですか、委員長。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

委員長、玉川邦夫君。

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） 暫時時間いただいて、特別委員会ちょっと開かせていただきたいのですけれども。

よろしいですか。

（「これ中間報告でしょう」の声あり）

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） はい。

（「最終的な報告書でないんでしょう」の声あり）

○議長（小玉智和君） 最終的にはな。

（「だから、いいでしょう。中間報告だから」の声あり）

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） 議長、ちょっと、別室でやらせてもらっていいですか。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） ただいまは中間報告で、町執行部との件についてはまだ協議中でございますので、提出可能なものの中間報告でございますね、委員長。

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） そうです。

○議長（小玉智和君） そういうことで、11番、湯田純朗君、どうですか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） そうしますと、先日いただきました中間報告のそういう数とか数字とかというのは、中間だからそのままということですか。これがまた変わることもあり得るということですか。

○議長（小玉智和君） それでは、6番、玉川邦夫君。

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） すみません。二転三転して申し訳ない。この間、2回皆さん、全員協議会と最後の答弁、回答を出す機会いただきましたよね。あの中で、今後議案提出するものはこれとこれとこれとと言える7つ項目挙げたかと思えます。そのほかは執行部と詰めなければならない、そういうことで中身も当然精査しながら、お互いにすり合わせて意見交換をしていくと、そういう時間たっぷり取りたいと、そういうことで……5つだったでしょうか。今ここで資料は示せないわけではないのですけれども、それについては据置きで、今後検討会を開いていくと、そういうことでの話をさせてもらったように思います。ですが、それに限った中で十分いろいろお話しされた

かもしれませんが、この辺は十分考えて、私たちは2年間、21回の検討会でやってきたものでございます。よろしいでしょうか。

○議長（小玉智和君） ただいま委員長から説明あったのですが、11番、湯田純朗君、どうですか。

○11番（湯田純朗君） 私、委員長さんに言われたいですもの。その細かい数字、肝腎なところ、それを決めるときは全員でやりましょうよ。賛成、反対採って、多数決で。それで、賛成だったらそのまま上げて結構ですから。私の話聞いているのですか。

（「これは……」の声あり）

○11番（湯田純朗君） 私が今お話をしているのです。その肝腎な議員を減らすのか減らさないのかと、特別委員会だけでは私認めませんから。全員から多数決採りましょう。そして、民主主義ですから、数が多かったら、私従いますから。そういう方式取りましょう、その数字の確定は。

あと、町のすり合わせは、それはそれでいいけれども、やっぱり肝腎なところをしつかり身を削る思いで決断を出さないと駄目でしょう。それをやってください。

○議長（小玉智和君） 湯田純朗君、これ採決は、今日は中間報告でございますので、よろしく願います。採決はありません。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） この特別委員会は、各常任委員から3名ずつ出して、要するに議会の権威ある決定をして特別委員会つくったわけなのです。ですから、我々の権限というものはやはり特別委員会に委任しているわけです。ですから、やっぱり異議ある場合には、最終的に成案が出たときに、その質疑応答、討論、その場でやっぱり特別委員会を出した結論に対して、私は反対、賛成という、やっぱりそれが一つの委員会、特別委員会に対する我々委員会以外の人たちの意見の陳述の場だと思うのです。

それから、特別委員会時、我々アンケート調査何回かされました。アンケートに答えました。皆さんそれでアンケートにお答えしたのですか。しない人いたのですか。そのアンケートを基に特別委員会ではいろんな審議されていると。そのアンケートに委員長、全員出されたら、それを十分に踏まえて検討したのか、その辺いかがですか。

○議長（小玉智和君） それでは、6番、委員長、玉川邦夫君。

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） 佐藤議員のご質問に答えたいと思います。

アンケートを何度か取らせていただきました。我々6名は、常に意見通っているわけですが、6名の方々がおりますので、そのアンケートは取らせていただいて、なかなか提出、現実を申し上げますと提出率悪かった。忙しいながらで、もう一回回答お願いしますという場面もあったかもしれませんが、ほとんど回答なかったというか、これでよしというふうに私たちは回答、マル・バツも含めて、そういう回答の場合には我々のほうで判断させていただいたという経緯はございます。

○議長（小玉智和君） ただいま委員長から特別今そういうような経緯をお話あったのですが、11番、湯田純朗君、どうですか。

○11番（湯田純朗君） 分かりました。中間報告なので、終わります。

- 議長（小玉智和君） そのほかご質疑ありませんか。質疑なしですね。
（「なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。
-

追加日程第3 休会の件

- 議長（小玉智和君） 追加日程第3、休会の件を議題といたします。
お諮りします。明日3月15日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
したがって、明日3月15日は休会とすることに決定いたしました。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
再開本会議は3月18日でございます。
議事日程を配ります。
（資料配付）
- 議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。
本日は、これにて散会といたします。
本日は大変ご苦勞さまでございました。（午後 0時52分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和4年第1回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	令和4年3月9日			
本会議の会期	令和4年3月9日から3月18日までの10日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和4年3月18日	午前10時00分	議長 小玉智和
	閉会	令和4年3月18日	午後5時22分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	7番 佐 藤 盛雄	8番 星 輝夫		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 荒井康貴	町民課長 只浦孝行	健康福祉課長 弓田昌彦	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 湯田嘉朗	教育次長 湯田浩光	代表監査委員 渡部正晴
	農業委員会事務局長 大竹浩二			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井節夫	書記 室井徳人		
	書記 芳賀沼崇正			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年第1回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和4年3月18日（金）午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 2号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第1号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第7号)) |
| 日程第 2 | 議案第 3号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 3 | 議案第 4号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 4 | 議案第 5号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 議案第 6号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 6 | 議案第 7号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 7 | 議案第 8号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 8 | 議案第 9号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第17 | 議案第18号 | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第18 | 議案第19号 | 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第19 | 議案第20号 | 下郷町森林環境交付金基金条例の設定について |
| 日程第20 | 議案第21号 | 下郷町就学指導審議会条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第21 | 議案第22号 | 町道の路線認定について |
| 日程第22 | 議案第23号 | 町道の路線廃止について |
| 日程第23 | 議案第24号 | 町道の路線変更について |
| 日程第24 | 議案第25号 | 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第25 | 議案第26号 | 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第26 | 議案第27号 | 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号) |

- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 令和 4 年度下郷町一般会計予算
(予算特別委員会報告)
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 令和 4 年度下郷町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 令和 4 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 日程第 3 0 議案第 3 1 号 令和 4 年度下郷町介護保険特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 日程第 3 1 議案第 3 2 号 令和 4 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 日程第 3 2 議案第 3 3 号 令和 4 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算
(予算特別委員会報告)
- 日程第 3 3 議員提出議案第 2 号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出について
- 日程第 3 4 議員提出議案第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 日程第 3 5 議員派遣の件
- 日程第 3 6 閉会中の継続審査申出について
- 日程第 3 7 令和 4 年度行政視察について
- 追加日程第 1 町長提案理由の説明
- 追加日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について
(専決第 2 号 損害賠償の額の決定及び和解について)
- 追加日程第 3 議員提出議案第 4 号 ロシアによるウクライナ侵略に対し厳重に抗議する決議
- 追加日程第 4 議員提出議案第 5 号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定について
- 追加日程第 5 議員提出議案第 6 号 下郷町議会政治倫理条例の設定について
- 追加日程第 6 議長の辞職許可
- 追加日程第 7 議長の選挙
- 追加日程第 8 副議長の辞職許可
- 追加日程第 9 副議長の選挙
- 追加日程第 1 0 議席の一部変更
- 追加日程第 1 1 総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更
- 追加日程第 1 2 議会運営委員会委員の辞任許可
- 追加日程第 1 3 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 1 4 南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可
- 追加日程第 1 5 南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙
- 散 会

閉 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

開会に先立ちまして、昨日、おとといと2日間、令和4年度の予算特別委員会、慎重審議大変ご苦労さまでございました。

それでは、ご連絡申し上げます。本日の議案審議が終了後、議会全員協議会を開かせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第1号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第7号))

○議長（小玉智和君） 日程第1、議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第7号)）の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。ご説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第7号)）でございますが、2ページをお開きいただきまして、本補正につきましては今冬の大雪に伴う予算不足への対応と今後の降雪に備えるため、歳出予算の組替えを行い、除雪費を増額したもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

6ページをお開きいただきまして、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費でございますが、除雪委託料を1億438万9,000円増額し、予備費により財源を調整したものであります。

本補正につきましては、早急に予算措置を講ずる必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和4年2月10日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 本年のこの大雪は、近年まれに見る大雪で、大変ご苦労さまでございました。今回予備費で調整して、土木費に1億438万9,000円追加するというところで

ございますが、国において今年の豪雪に対する特別豪雪地帯等に対する国の補助金の見込み、今後考えられるのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

今具体的に金額相当云々かんぬんの動きはちょっとないのですが、国のほうで全国的な大雪ということでございまして、特別交付金というようなものも検討されている段階だと思うのですが、金額等詳細についてはまだ確定してございません。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） いいですか、7番。

○7番（佐藤盛雄君） いいです。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第7号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（小玉智和君） 日程第2、議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

本案につきましては、先に提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は議案の

説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論は省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は原案のとおり可決されました。

日程第 3	議案第 4号	農業委員会委員の任命について
日程第 4	議案第 5号	農業委員会委員の任命について
日程第 5	議案第 6号	農業委員会委員の任命について
日程第 6	議案第 7号	農業委員会委員の任命について
日程第 7	議案第 8号	農業委員会委員の任命について
日程第 8	議案第 9号	農業委員会委員の任命について
日程第 9	議案第10号	農業委員会委員の任命について
日程第10	議案第11号	農業委員会委員の任命について
日程第11	議案第12号	農業委員会委員の任命について
日程第12	議案第13号	農業委員会委員の任命について
日程第13	議案第14号	農業委員会委員の任命について

○議長(小玉智和君) 日程第3、議案第4号 農業委員会委員の任命についての件から日程第13、議案第14号 農業委員会委員の任命についての件まで、11件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

本案につきましては、先に提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第14号までの11件につきましては議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 今回農業委員の選任につきまして、11名が議案として上がっております。先刻評価委員会が開催されたと伺っております。評価委員会において個別の意見、あるいは適任ではないというような意見があったというような話を伺っておりますが、評価委員会での個別意見、どのような意見があったのか、まずお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいま7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

今のご質問ですが、1月28日、第2回の候補者評価委員会におきまして一人一人の個別の評価を審議してございます。その中でかなり多くの協議がされているのですが、今のご質問で全てという話ですか。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 追加の説明です。11名が上がっております。それぞれ個別に審査したと思うのです。評価したと思うのですが、その中で農業委員として適切ではないのではないかとというような意見があったかどうか、その辺お伺いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 確認の協議というのが幾つかされていますが、その中で……

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員についての質問の中身ですが、農業委員を決める、任命するに当たっての評価委員の方の協議はされておりますので、その協議の中身を今説明してくださいということは非常にそれは、今農林課長も言っていますけれども、一般的に決まったものを出してきているわけですから、評価委員で決めたものをここに出してきているわけですから、その内容についての質疑については、俺は答弁控えたほうがいいのではないかと、こう思うのですが、どうですか。私はそう思うのです。

○議長（小玉智和君） ただいま町長から説明があったのですが、7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 評価審査委員会開かれて、要するに推薦されて名簿が出てきた。だから、評価委員会というのは、では何のためにあるのか。個別の11人リストアップされたものが、それが評価審査委員会でそれぞれ審査するということの意義、これ何のためにあるのかということなのです。ですから、それで個別の意見の中で適任ではないとか、あるいはふさわしくないと、こういうような意見があったかどうか、その内容だけ。個別に誰々が反対とか、そういう意見ではなくて、あったかどうか。

○議長（小玉智和君） ただいま7番、佐藤盛雄君からのあれで一般論の話で答弁してください。個人名は出さないで、そういうことがあったとすれば。

町長、星學君。

○町長（星學君） だから、その評価委員会の会議で決まったことについてここで提案しているわけだから、だからその中身について言った、言わないというわけではなくて、最終的には決まったから出した。了解してもらった、賛成してもらったから、だからここ

に出したのだから、その中身についての話は、やっぱりこの議会では、本会議では説明する必要はないと思います。決まったことを出してきたのだから。あったないかという話ではない。決まったから出してきた。そういうことです。

○議長（小玉智和君） 評価委員会の中で個人的なあれでなくて、いろいろ問題点の話が一般論として説明することには問題ないでないですか、町長。こういう意見もありましたという、そういうことでの答弁はできないですか。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） すみません。個別に協議はされておりますが、個人名云々ではなくて、いろいろな質問、こういうケースがありましたというような内容でいかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでいいと思います。

○農林課長（湯田英幸君） 例えばなのですが、同一地区から2名推薦された地区とか、そういうところで地域のバランスとしてどうなのかとか、そういう協議まず上がっております。そちらにつきましては、見解としましては檜原、旭田、江川という単位で考えていきたいと、その中で町全体の農地管理に責任を負うとなっているので、最終的に問題ないであろうと。一つの例としてはそういう例です。

あとは区長さんとの兼務が問題ないのかとか、そちらに関しても最終的には問題ないという回答になっております。

あと、現職の方の中で現在の非農地化の行動等に問題があったのではないかというような指摘もあった方もいたのですが、そういう方につきましても令和3年度は非農地化のための特例措置で現地調査をかなり行いまして、山林や林野の中を調査しなければならなかったと。通常は、一般的には農地法の3条、4条、5条の調査になるので、支障がないということで、またこの方は行政区等の推薦でもあるので、問題ないという見解になっております。

主立ったものとしては、私紹介した内容かと思うのです。詳細、細かい話になると幾つも出てしまうのですが、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、今農林課長の説明があったのですが、いかがですか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） そうしますと、この11名に関する個別意見としては、要するに町長に対して上申するわけですが、適格者として委員会としては認められたということに解釈してよろしいのですか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 今おただしにありましたとおり、町長のほうに適任者として答申しておりますので、ご報告いたします。

○議長（小玉智和君） ただいま農林課長説明あったのですが、7番、佐藤盛雄君、いいですか。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。
（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論は省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第4号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「議長」の声あり)

○議長(小玉智和君) 7番、佐藤盛雄君。

○7番(佐藤盛雄君) 議案第12号につきましては無記名投票による採決をお願いします。

○議長(小玉智和君) ただいま無記名投票の要求がありました。賛成の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小玉智和君) 暫時休憩します。(午前10時30分)

○議長(小玉智和君) それでは、再開いたします。(午前10時30分)

3名以上に達しておりますので、投票の要求は成立いたしました。

よって、議案第12号 農業委員会委員の任命についての採決は無記名投票にて行います。

暫時休憩いたします。(午前10時30分)

○議長(小玉智和君) それでは、再開いたします。(午前10時32分)

この採決につきましては、ただいま佐藤盛雄君ほか2名からの無記名投票にされるとの要求でありましたので、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(小玉智和君) それでは、ただいま出席議員は議長を除き11名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に5番、星昌彦君及び3番、佐藤勤君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小玉智和君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○議長(小玉智和君) それでは、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする者は賛成と、否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかにできない投票は、会議規則第80条の規定により否とみなします。

議会事務局長より議席番号と氏名を読み上げますので、順次順番に投票願います。

(何事か声あり)

○議長(小玉智和君) それでは、再確認のために、本案を可とする者は賛成と、否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたしますとございます。

なお、投票中に賛否を表明しない投票及び賛否の明らかにない投票は、会議規則第80条の規定により否とみなしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議会事務局長より議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

(点呼・投票)

○議長(小玉智和君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

それでは、開票を行います。

5番、星昌彦君及び3番、佐藤勤君に開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小玉智和君) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しております。うち有効投票10票、無効投票1票であります。

有効投票のうち、賛成7票、反対3票でございます。

以上のとおり、賛成が多数で、したがって議案第12号 農業委員会委員の任命の件は原案のとおり可決されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(小玉智和君) これから議案第13号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 農業委員会委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 教育委員会委員の任命について

○議長(小玉智和君) 日程第14、議案第15号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

本案につきましては、先に提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 教育委員会委員の任命についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第15号 教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 教育委員会委員の任命についての件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第15、議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書の20ページでございます。議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、福島県人事委員会の勧告に準じ、職員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思います。改正の内容であります、第19条第2項では再任用職員以外の職員に係る6月及び12月に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合であります、100分の125を100分の117.5に改めるもので、これにより年間の支給割合は0.15月分引き下げられることとなっております。

同条第3項では、再任用職員に係る6月及び12月に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合であります、100分の67.5を100分の65に改めるもので、これにより年間の支給割合は0.05月分引き下げられることとなっております。

議案書の21ページにお戻りをいただきまして、一部改正条例であります、今ほどご説明を申し上げましたとおり、職員の給与に関する条例の一部を改正し、施行期日につきましては公布の日から施行するものであります。

なお、附則第2項につきましては、令和3年度の期末手当の改定に相当する額を令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う特例措置を設けるものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第16、議案第17号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の22ページでございます。議案第17号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、議会議員の皆様へ支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の2ページをお開きいただきしたいと思います。改正の内容であります、第5条第2項中、100分の165を100分の160に改めるもので、これにより年間の支給割合は0.10月分引き下げられることとなっております。

議案書の23ページにお戻りをいただきまして、一部改正条例であります、今ほどご説明を申し上げましたとおり、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、施行期日につきましては公布の日から施行するものであります。

なお、附則第2項につきましては令和3年度の期末手当の改定に相当する額を令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う特例措置を設けるものであります。

以上、ご説明を申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第17、議案第18号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の24ページでございます。議案第18号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、先ほどの議案第17号と同様に、町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の3ページを御覧いただきたいと思っております。改正の内容であります。第4条中、100分の165を100分の160に改めるもので、これにより年間の支給割合は0.10月分引き下げられることとなっております。

議案書の25ページにお戻りをいただきまして、一部改正条例であります。今ほどご説明を申し上げましたとおり、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正し、施行期日につきましては公布の日から施行するものであります。

なお、附則第2項につきましては令和3年度の期末手当の改定に相当する額を令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う特例措置を設けるものであります。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩いたします。（午前11時02分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時10分）

日程第18 議案第19号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第18、議案第19号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） それでは、議案書の26ページをお開きいただきたいと思います。議案第19号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の未就学児の均等割保険税の軽減をする者で、被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を最大としまして、既に低所得者軽減を受けている世帯が対象で、7割軽減と5割軽減及び2割軽減を対象世帯に引下げを行うものでございます。

それでは、議案書の26ページと新旧対照表の4ページをお開きいただきたいと思います。まず、第3条及び第5条、第5条の2までは見出しの文言を法改正によりましてそれぞれ「基礎課税額の」と追加し、文言を変更するものでございます。

第6条に関しましては、法改正によりまして「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」とした文言の削除と、第13条につきましては「同条」とした文言を「その減額後」と改めることとしております。

次に、5ページですが、第23条の1項1号では「法703条の5」に「第1項」を追加しまして、ア、イの「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」の文言に「基礎課税額の」と追加するものでございます。

6ページの2号につきましても1号同様に追加しまして、3号につきましては「法第703条の5」の後に「第1項」を追加するものでございます。

2項におきましては、未就学児の属する世帯に対しての均等割額の軽減条項を追加しまして、同条の2につきましても下線部分の「前条第1号」に「第1項」を追加し、同様に「総所得金額」としました条文に「及び」を追加するもので、以下附則につきましても第1項から16項まで同様に「第1項」という文言を追加するものであります。

以上、議案第19号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてを説明させていただきました。なお、こちらは去る3月3日開催の令和4年第1回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますので、

申し添えて説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

したがって、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第20号 下郷町森林環境交付金基金条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第19、議案第20号 下郷町森林環境交付金基金条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） それでは、私のほうから下郷町森林環境交付金基金条例についてご説明させていただきます。

30ページを御覧ください。まず、内容でございますが、県は平成18年から県民一人一人が参画する新たな森づくりを包括的に進めるため、地域住民の意向や地域の実情に精通している市町村が独自性を発揮し、創意工夫を凝らしたきめ細やかな森づくり事業を展開できるよう森林環境交付金を交付しております。下郷町も森林資源の利用促進や森林環境学習の機会提供などの事業を実施し、町民参加型の森づくりの推進と地域の活性化を図るため、環境推進委員会のほうを設置しまして事業を実施してまいりましたが、近年のコロナ感染症の影響等で事業が思うように展開できず、イベントの中止など予算を消化できないことから基金を創設し、適正に管理するものであります。

なお、積み立てました基金は第4期の取組期間、令和3年から令和7年の5か年の中で消化する予定であり、有効な森づくり事業に活用してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 下郷町森林環境交付金基金条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第21号 下郷町就学指導審議会条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第20、議案第21号 下郷町就学指導審議会条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 議案第21号 下郷町就学指導審議会条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

就学指導審議会につきましては、教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児、児童生徒の就学に係る教育的支援に関し調査、審議することを目的とした教育委員会の附属機関でございます。この教育的支援でございますが、これまで行ってまいりました早期からの教育相談や就学先の決定だけではなく、入学後も一貫した助言を行うという観点から教育支援委員会と名称を変更し、所掌事務の範囲に教育上特別の支援を必要とする幼児、児童生徒を加えるなど、機能を拡充し、所要の改正を行うものであります。

議案書の32ページ及び新旧対照表の12ページと13ページを併せて御覧ください。題名を「下郷町就学指導審議会」から「下郷町教育支援委員会」に改め、さらに第1条中「下郷町就学指導審議会」を「下郷町教育支援委員会」に、第2条では「学校保健法」を「学校保健安全法」に改め、第3項に「その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な教育支援を行うため、必要な事項について審議する」を加えるものであります。

さらに、第3条第2項中の組織に医師、小中学校長及び特別支援担当教諭、関係行政機関の職員、教育委員会が必要と認めた者を加え、第7条では第4項に教育支援委員会の会議は非公開とするなど、条文の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては令和4年4月1日とし、また新旧対照表の14ページでは審議会の名称の改正に伴いまして、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1につきましても「就学指導審議会委員」から「教育支援委員会委員」と名称を改正するものであります。

以上が今回の改正内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 下郷町就学指導審議会条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第22号 町道の路線認定について

日程第22 議案第23号 町道の路線廃止について

日程第23 議案第24号 町道の路線変更について

○議長（小玉智和君） この際、日程第21、議案第22号 町道の路線認定についての件から日程第23、議案第24号 町道の路線変更までの3件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、本案について議案の説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第22号、町道路線認定について説明させていただきます。

議案書の33から34ページと別添であります議案第22号資料を併せて御覧ください。町道の路線認定につきましては2路線でございます。整理番号は新規の番号となり、2431番と2432番となります。いずれの路線につきましてもかつての国道289号であり、甲子トンネルや南倉沢バイパスの整備により県より移管され、今回町道への路線認定を行うもの

でございます。

それでは、各路線になりますが、議案書の34ページでございます。整理番号2431番、町道南倉沢猪番場山1号線です。起点が大字南倉沢字木賊844番5地先、終点が大字南倉沢字猪番場山841番19地先、延長2,079.3メートル、幅員が19.7メートルから7.0メートルです。こちらにつきましては、道の駅しもごう付近の国道との取付け部を起点としてバイパス道と交差する箇所までを終点としております。

続きまして、整理番号2432番、町道南倉沢猪番場山2号線です。起点が大字南倉沢字猪番場山840番2地先、終点が大字南倉沢字境峠834番2（右）地先まででございます。延長につきましては2,755.3メートル、幅員が8.4から3.1メートルでございます。こちらの路線につきましては、旧国道から甲子トンネルへ向かう新道を整備した箇所を起点とし、林道甲子線の起点部を終点としております。

以上、議案第22号の説明でございます。

続きまして、議案第23号 町道の路線廃止について説明いたします。議案書の35ページから36ページと別添の議案第23号資料を併せて御覧ください。町道の路線廃止につきましては1路線でございます。整理番号2205番、町道塩生遠表5号線です。起点が大字塩生字遠表2015番1地先、終点が大字塩生字遠表2008番地先、延長が84.6メートル、幅員が3.0から2.7メートルでございます。

こちらの路線につきましては、現在盛土工事が行われている造成地にあった路線でございます。既に道としての原形が存在していないことから廃止といたしました。

以上、議案23号の説明でございます。

続きまして、議案第24号 町道の路線変更について説明させていただきます。議案書の37から38ページ及び別添の議案第24号資料を併せて御覧ください。町道の路線変更につきましては5路線でございます。整理番号は1032番、1048番、2297番、2298番、3087番となります。

まず、整理番号1032番、姫川弥五島線でございますが、当路線につきましては国道121号の姫川地区、大成商店付近を起点とし、同国道の若水橋、弥五島地区付近を終点としている会津鉄道と平行している町道でございます。急斜面な法面と阿賀川に挟まれ、隧道を1か所有する町道でございますが、今回路線変更に至りましたのは落石や崩落が多く、隧道については平成29年度の点検におきまして緊急を要する施設という認定がされておりまして、危険で通行が困難であることから隧道の点検を行う前にフェンスによる通行ができないような措置をいたしました。このたび道路法の規定によって道路管理上通行できない区間を除く延長とさせていただきます。よって、町道姫川弥五島線につきましては起点について変更はございませんが、終点について大字弥五島字若水88番地先から大字栄富字落水甲21番1地先として、延長を1,100.2メートルから241.6メートル、幅員が21.4から3.5メートルを7.0メートルから6.9メートルにそれぞれ変更となります。

続きまして、整理番号1048番、檜原15号線でございますが、当路線につきましては倉檜地区の経営体育成基盤整備事業区域内の町道でございますが、昨年度の認定や変更等

を行った路線と同様に、今年度の道路台帳加除業務における調査の範囲で設定してございます。よって、檜原15号線につきましては終点の大字豊成字後原3502番地先を大字豊成字後原3598番地先に変更し、延長を414.1メートルから239.8メートル、幅員を2.6メートルから1.5メートルを4.8メートルから1.7メートルに変更となります。

続きまして、整理番号2297番、十文字2号線及び整理番号2298番、十文字3号線でございますが、こちらの両路線につきましては道路台帳加除の業務作業の中で現況路線の精査により起点及び終点の地名等に差異が生じたため、今回の変更に至りました。整理番号2297番、十文字2号線につきましては、起点について大字落合字上ジイゴ坂3511番1地先から大字音金字十文字3504番地先に変更し、整理番号2298番、十文字3号線につきましては起点について大字落合字上ジイゴ坂3480番1地先を大字音金字十文字3497番地先に、終点について大字落合字上ジイゴ坂3475番地先を大字音金字十文字3493番地先にそれぞれ変更となります。延長及び幅員につきましては、両路線とも変更はございません。

続きまして、整理番号3087番、枝松蟬線でございますが、当路線につきましては国道118号、枝松地区の蟬トンネルの両坑口の付近から鶴沼川に迂回する形となる、以前は県道であった路線でございます。本路線につきましても姫川弥五島線と同様に、急な法面と河川に挟まれておりまして、落石等が頻繁にあり、道路の安全性が低いということから、一部区間において通行できないような措置をしておりまして、道路管理上、通行できない区間を除く延長とさせていただきます。よって、枝松蟬線につきましては、起点については大字枝松字餅倉山703番1地先を大字枝松字川和貢452番3地先に、終点につきましては大字枝松字川和貢452番3地先を大字枝松字餅倉山703番1地先とし、延長1,633.0メートルを613.1メートルに、幅員を8.1メートルから3.3メートルを6.2メートルから3.3メートルに変更となります。

以上、議案第24号の説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） まず、議案第22号についてお伺いいたします。

南倉沢地区の先ほど説明された路線分かっておりますが、整理番号の2432、林道甲子線として私も何度か通ったことございます。町管理部分と、それと県管理の部分、道路があったと思うのです。今回県管理の部分が町に移管されるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

ただいま議員がおただしのよう、県管理だったものが町に移管されるという考え方で相違ありません。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） そうしますと、県管理の部分、かなり法面崩落等、あるいは道路が掘削されて、町道として認定して供用するにはかなり町の修繕費あるいは資材等の投入が必要かと思えます。この認定される前に県においてその部分の修正、改良等要求してやっていただけるのかどうかお伺いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

県からの移管に関しましては、一昨年度県のほうから修繕関係を全てやっていただいた上で町のほうに移管するということでしたので、途中橋梁ですとか、あと法面崩落ですとか、路面の修繕ですとかというのを全てやっていただいた経緯で町のほうに移管という形になっております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、いいですか。

○7番（佐藤盛雄君） 今22号。

○議長（小玉智和君） そうですね。はい。

○7番（佐藤盛雄君） 今度別にいいのでしょうか。23号について。

○議長（小玉智和君） はい、どうぞ。佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 1件ずつというふうに解釈していただきましたので、2回までということですが、続きまして議案23号と24号についてちょっとお伺いたします。

23号、遠表5号線に関しましては雇用促進住宅用地として平成25年度に農地転用の申請が農業委員会に出されたということで、その条件として当路線を廃止するというところで総務課と建設課から申請上がってきました。あれから、平成25年から相当な年数上がって、しかもその中で路盤掘削して造成工事等を進めておりましたが、本来であれば当時路盤整備やる前にやっぱりやるべきだったと私は思うのですが、これだけ遅れた理由って何なのですか。

○議長（小玉智和君） 建設課長。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

議案第23号の遠表5号線の廃止につきましては、当時平成25年度に用地買収が行われ、その年に測量と調査のほうを行ってございます。翌年1次造成として地ならしというわけではないのですけれども、平地にするための造成工事を執り行ったわけなのですが、本来であればそのやり取りを考えてみますと、それ以前にすべきだったのかもしれませんが、当然その必要なことに関してはやるべきだと私は考えております。ただ、今回造成のほうを先に進めてしまった関係上、その後盛土材ですとか、そちらのほうがないということでしばらく時間を置かせていただいた関係もございまして、今回数年前から盛土材が何とかありますよということで、地下埋の排水溝ですとか、今年に至っては盛土工事等を行ってございますので、先行き地盤の形が見えてきたということもございまして、今回路線の廃止ということをさせていただいた経緯がございまして、

以上でございます。

- 議長（小玉智和君） 7番、答弁漏れはございませんか。
- 7番（佐藤盛雄君） 遅れた原因というのは何だったのですか。
- 議長（小玉智和君） それでは、建設課長、経緯を説明してください。
- 建設課長（猪股朋弘君） 遅れた経緯につきましては、大変私どもの不徳である部分が大きいかなと思ってございます。実際翌年の造成におきまして、形がすぐに消えてしまっているということもございました。その時点で盤といいますか、道路自体が見えなかったというのもございまして、今に至ってしまったというのが一つの理由であると考えております。

以上です。

- 議長（小玉智和君） それでは、そのほかございますか。
（「なし」の声あり）

- 議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第22号 町道の路線認定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 町道の路線廃止についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 町道の路線変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第25号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第8号）

日程第25 議案第26号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第26 議案第27号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 議長（小玉智和君） この際、日程第24、議案第25号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第8号）の件から日程第26、議案第27号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正

予算（第3号）の件までの3件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、本案について議案の説明を求めます。

議案第25号につきましては総務課長、室井哲君、議案第26号については町民課長、只浦孝行君、議案第27号については健康福祉課長、弓田昌彦君、順次説明を求めます。
総務課長。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の39ページでございます。議案第25号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第8号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,234万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億1,469万5,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては事業の完了や額の確定等に伴い、今後の執行見込みに合わせて予算の整理を行うものであります。

初めに、歳入の主な補正についてご説明を申し上げます。47ページをお開きいただきまして、1款町税につきましては収入見込額を精査し予算の整理を行い、町民税、固定資産税合わせて1,013万6,000円を増額するものであります。

10款地方交付税につきましては、普通交付税の再算定に伴い、追加交付となる1億1,416万8,000円を増額するものであります。

14款国庫支出金でございますが、1項国庫負担金につきましては総額で127万9,000円を減額するもので、額の確定等により保険基盤安定負担金など予算の整理を行っております。

2項国庫補助金につきましては、総額で4,239万4,000円を減額するもので、額の確定等により子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金など予算の整理を行い、48ページをお開きいただきまして、3目土木費国庫補助金では湯野上橋橋梁補修工事等に係る道路メンテナンス事業国庫補助金であります。4,235万5,000円を減額しております。なお、湯野上橋橋梁補修工事につきましては令和4年度に8,000万円を限度とする債務負担行為を設定し、翌年度にわたる事業として着手をしております。

また、5目総務費国庫補助金では社会保障・税番号制度システム整備費補助金を272万8,000円計上しております。これは、マイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化を図るため、住民基本台帳システムの改修を繰越事業として行うもので、その経費につきましては全額国費で賄われることとなっております。

15款県支出金でございますが、1項県負担金につきましては総額で104万6,000円を減額するもので、国庫負担金と同様に額の確定等により国民健康保険基盤安定負担金など予算の整理を行っております。

2項県補助金につきましては、総額で432万7,000円を減額するもので、額の確定等によりふくしま移住支援金給付事業補助金など、それぞれ予算の整理を行っております。

49ページとなりますが、17款寄附金の教育費寄附金につきましては100万円を増額する

もので、これは故渡部誠記様から生前ご厚意をいただいたものであります。

18款繰入金につきましては、総額で6,390万円を減額するもので、額の確定等によりふるさと創生基金繰入金など基金繰入金の整理を行っております。

20款諸収入の雑入につきましては、木造住宅耐震診断者派遣事業であります。事業費の補正に伴い、負担金を1万2,000円減額するものであります。

次に、歳出の主な補正についてご説明を申し上げます。50ページをお開きいただきまして、1款議会費でございますが、総額で106万円を減額するものであります。額の確定等に伴い、備品購入費など予算の整理を行い、また報酬につきましては議会の構成替えに伴う所要額を補正するものであります。

2款総務費でございますが、総額で8,951万5,000円を増額するものであります。1項総務管理費、6目企画費では、今後の見込額を精査し、住宅用太陽光発電システム設置費補助金など補助金の整理を行い、またマイナポイント事業の補助対象期間の延長等に伴い、会計年度任用職員に係る人件費につきまして本科目において減額し、諸費においてマイナポイント事業費国庫補助金を財源措置し、その所要額を増額するものであります。

51ページとなりますが、10目諸費では今ほどご説明申し上げました会計年度任用職員に係る人件費など予算の整理を行っております。

12目教育施設整備基金積立金及び14目ふるさと創生基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため積立額をそれぞれ増額するものであります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、歳入でご説明申し上げました住民基本台帳システムの改修に要する委託料を既決予算の整理と併せ計上し、また額の確定により通知カード・個人番号カード関連事務負担金を増額するもので、これに伴い、歳入では個人番号カード交付事業費国庫補助金を同額財源措置しております。

52ページをお開きいただきまして、3款民生費でございますが、総額で548万3,000円を減額するものであります。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、額の確定等により国民健康保険特別会計繰出金の整理を行い、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、今後の見込額を精査し、子育て世帯生活支援特別給付金を減額するもので、これに伴い歳入では国庫補助金を同額減額しております。

2目児童措置費では、同じく今後の見込額を精査し、保育所広域入所委託料を減額するもので、これに伴い歳入では子どものための教育・保育給付費国庫負担金及び県負担金をそれぞれ減額しております。

4款衛生費でございますが、総額で891万8,000円を減額するものであります。1項保健衛生費、2目予防費、3目保健事業費及び53ページとなりますが、5目母子衛生費では、今後の見込額を精査し、各種委託料の整理を行っております。

2項清掃費、1目清掃総務費では、同じく今後の見込額を精査し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を減額するもので、これに伴い歳入では合併処理浄化槽設置整備事業県補助金及び生活環境設備基金繰入金の整理をしております。

6款農林水産業費でございますが、総額で379万円を減額するものであります。1項農業費、3目農業振興費では、関係イベントの中止に伴い、「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業に係る経費であります。旅費、需用費、役務費及び委託料を減額するもので、これに伴い歳入では「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業県補助金を減額しております。

また、同じく農業振興費では今後の見込額を精査し、農用地利用集積推進事業補助金など補助金の整理を行っております。

5目農地費では、事業費の確定により農業用施設の改修、設計等に係る委託料を減額するものであります。

54ページをお開きいただきまして、2項林業費、2目林業振興費では、同じく事業費の確定によりカシノナガキクイムシ駆除委託料を減額し、また議案第20号でご議決をいただきました下郷町森林環境交付金基金への積立金を計上いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

3目治山林道費につきましても、事業費の確定により林道改良工事に係る工事請負費を減額するものであります。

7款商工費につきましては、今後の見込額を精査し、宿泊施設持続化支援事業補助金の整理を行い、170万5,000円を減額するものであります。

8款土木費でございますが、総額で4,701万1,000円を減額するものであります。1項土木管理費、1目土木総務費では、事業活動の縮小により下郷町会津縦貫南道路対策協議会などの補助金の整理を行い、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、事業費の確定等により委託料を減額するものであります。

55ページとなりますが、4目橋梁維持費では、事業費の確定等により橋梁点検業務委託料及び湯野上橋橋梁補修工事に係る工事請負費を減額するもので、これに伴い歳入では国庫補助金及び橋梁整備基金繰入金の整理をしております。また、橋梁整備基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため積立額を増額するものであります。

5項住宅費、1目住宅管理費では、事業費の確定等により木造住宅耐震診断者派遣事業業務委託料及び下中平団地改修工事に係る工事請負費を減額するもので、これに伴い歳入では国庫補助金等特定財源の整理をしております。

10款教育費でございますが、総額で1,693万2,000円を減額するものであります。3項中学校費、1目学校管理費では、事業の完了により下郷中学校特別教室LED化工事に係る工事請負費を減額し、これに伴い歳入では教育施設整備基金繰入金を減額しております。

56ページをお開きいただきまして、4項社会教育費、1目社会教育総務費では、事業の中止により家庭教育支援事業謝礼を減額するものであります。

3目文化財保護費及び4目文化財整備費では、事業の完了等により大内宿修理修景事業に係る設計委託料や中山風穴地特殊植物群落整備事業に係る工事請負費など、それぞれ予算の整理を行っております。

5項保健体育費、1目保健体育総務費及び3目コミュニティセンター管理費では、額の確定等によりスポーツ団体対抗試合等出場補助金や屋外運動資材リース料などそれぞれ予算の整理を行っております。

57ページとなりますが、14款予備費につきましては、本補正に伴い収支の調整を図るものでございます。

続いて、繰越明許費でございますが、43ページにお戻りをいただきまして、2款総務費の湯野上温泉駅前整備事業、社会保障・税番号制度システム整備事業、3款民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、8款土木費の橋梁補修事業（湯野上橋）の4事業につきましては、事業の進捗状況等によりその完了が翌年度にわたる見込みとなったため繰越明許費を設定し、令和4年度に繰り越すものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 正午となりましたが、このまま会議を続行したいと思います。よろしくご協力をお願いいたします。

続きまして、議案第26号については、町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） それでは、続きまして令和3年度下郷町国民健康保険特別会計の補正予算を説明させていただきます。

議案書の58ページをお開きください。議案第26号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万9,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,387万8,000円とするものでございます。

次に、64ページをお開きください。まず、歳入についてご説明いたします。3款県支出金、1項県補助金、2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、1節子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金ですが、こちらにつきましては補助金額が確定したことに伴いまして3,000円の増額計上でございます。

次に、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金の保険税軽減分でございます。2節保険者支援分と5節財政安定化支援事業繰入金につきましては、一般会計で説明しました繰出金と同額の金額で国民健康保険特別会計からの繰入金となります。国と県の交付決定を受けまして、合わせて138万6,000円の減額計上となります。

次に、8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険災害臨時特例補助金、1節国民健康保険災害臨時特例補助金ですが、これにつきましては東日本大震災の被災者の転入者1名の方の保険料減免分の国からの補助金となっております。4,000円の計上でございます。

歳入につきましては以上となります。

次に、歳出についてご説明いたします。65ページを御覧ください。3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付分、2項後期高齢者支援金等分と3項介護納付金分につきましては、財源内訳の補正となります。

次に、8款予備費、1項予備費、1目予備費、29節予備費でございますが、こちらに

つきましては歳入歳出の調整によります補正となります。137万9,000円の減額となりますので、よろしく願いいたします。

国民健康保険特別会計の補正予算、説明は以上でございます。こちらの補正につきましては、3月3日開催の令和4年第1回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますので、ご報告させていただきまして説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして議案第27号につきましては、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） それでは、議案書の66ページをお開きいただきたいと思います。議案第27号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,247万7,000円とするものでございます。

67ページから71ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

初めに、73ページをお開き願います。歳出の主なものからご説明申し上げます。3の歳出でございますが、1款総務費、1目総務管理費の12節委託料の介護事業所台帳管理システム導入委託料として11万円を増額しておりますが、これは県が町指定の介護事業者の許可申請及び変更届出を台帳システムに代行入力しておりましたが、県の業務見直しにより代行入力が年度末で終了することから、指定権者の町が直接台帳システムに入力管理するためのシステム導入経費でございます。

次に、2款保険給付費、3目地域密着型サービス費の18節負担金の地域密着型サービス費につきましては、グループホーム郷の家の認知症対応型共同生活介護やデイサービスの地域密着型通所介護サービス費として今後の給付見込額を精査しまして、その所要額619万2,000円を増額計上するものでございます。

同じく9目居宅介護サービス計画給付費につきましては、ケアマネジャーが居宅介護サービス利用者のケアプランを作成した場合の給付費として今後の給付見込額を精査しまして、その所要額393万6,000円を増額計上するものでございます。

10款予備費につきましては、財源調整により963万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、72ページをお開きください。2の歳入の主なものをご説明いたします。3款国庫支出金では、国庫補助金の交付決定を受けまして、7目介護保険事業費補助金を49万4,000円増額し、8目災害臨時特例補助金を10万6,000円増額し、予算の整理を行うものでございます。

以上、下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） まず、補正予算の件につきまして、議案第25号、一般会計の補正予算に関しまして、47ページの地方交付税1億1,416万8,000円増額補正されておりますが、昨年地方交付税の額の決定により、国より交付されました。12月に予算措置しないで、3月まで延ばしたわけなのですが、本来ならば12月でそれなりの予算措置をするのが私は適切であるというふうに考えております。今回3月まで延ばしたということは、ちょっと町のほうの財政処理上はやっぱり適格性はないと思っております。この1億1,416万8,000円をまず何に充当したのか。例えば教育設備の積立金だとか、ふるさと創生の基金積立てとかいろいろあります。あと、予備費で770万3,000円を調整しておりますが、まず何に充当して、どのような使い方に今回予算措置しているのかお伺いいたします。

それから、整理予算的なものもありますので、その実績等について多少伺ってみたいと思います。53ページをお開きいただきたいと思います。狩猟免許の取得支援事業補助金として90万1,000円減額しております。当初予算幾ら取って、実績何人の方にこの補助金を支給して、その実績、何人狩猟免許を取ったのか、その辺の実績をお願いいたします。

それから、次の54ページ、商工費の中の商工振興費で、宿泊施設持続化支援事業補助金として商工会を通じてそれぞれの予算措置しております、私も商工会の理事として大変ありがたいと思っております。これの当初予算が幾らで、実績がどのようになっているかお示しいただきたいと思います。

それから、55ページ、教育費の中の学校教育費、一番下になりますが、工事請負費として955万9,000円減額されております。これは、中学校の特別教室をLED化工事の事業完了という説明を先ほどいただきましたが、当初の金額は幾らで、そして実績、これは入札の請け差なのかどうか。請け差にしてはかなり大きいのです。ですから、当初予算に対して入札実績が幾らで、当初の予定価格に対して実績は幾らで、当初予算に対する実績が何%だったのか、その辺をお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

まず、最初は総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、私のほうからは交付税関係についてお答えを申し上げたいと思います。今ほど議員ご指摘ございましたとおり、12月の補正で計上すべきではなかったのかというご質問でございますが、追加交付、再算定につきましては、こちら12月に決定となつてございましたので、12月の補正には間に合わないというような事情がございましたので、そこはご了承をお願いしたいと思います。

あと、この追加交付分、何の事業に充てたのかというような財源充当のご質問でございましたが、こちら交付税につきましては一般財源ということで扱われておりますので、特定の事業に充当はしておらず、一般財源ということで活用させていただいておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

54ページでございます商工費の商工振興費の宿泊施設の持続化支援事業補助金でございますが、こちらにつきましては町分の補助金とコロナ対応分の補助金がございます、107万5,000円の減額ということで、こちらは町分の減額になってございます。なお、町分の減額につきましては実績についてはございませんでした。ゼロ件でございます。ほぼコロナ、今感染症対応ということで、もう一枠入っておりますコロナ対応のほうで実績を行ったということでございます。なお、コロナ対応分の実績を申し上げますと、令和3年分につきましては5件の事業所を予定してございます。5件で総額が710万9,000円予定しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

下郷中学校特別教室LED化工事につきましては、昨年の8月、夏休み期間中に行いまして、1階と、それから2階、3階の2つに分けて同じく工事を行っております。予算額につきましては、当初1,678万6,000円を計上しておりましたが、こちらは実績額になります、ほぼ同額の1,654万4,000円となっております。なお、こちらはふくしま市町村支援機構に依頼して設計書を作っております。それに対する割合でございますが、下郷中の1階の照明、蛍光管工事につきましては約48%となっております。2階、3階部分につきましては約40%の割合となっております。今回予算にして955万9,000円の減額を計上いたしました、その主な理由としては2つございます。まず、1点目が旧照明器具の安定器に使用されているコンデンサーについて有害物質でありますPCBの検体分析費用を設計に見込んでおりましたが、調査の結果安定器製造の型番をメーカーに問い合わせたところ、PCBの含有の証明が可能だったことから、当該分析費用を全額減額しております。さらに、両業者についても設計上は公共建築工事標準単価積算基準を比較としまして、実際の資材納入単価が安値であったということが考えられます。大体37%から40%の請負単価となって、大幅減額となったものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

当初予算額112万9,000円に対しまして、使用見込額まで含めまして22万7,800円の予定でございます。件数につきましてはちょっと控えておりませんでしたので、後ほど報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 先ほど総務課長の答弁、交付税、これはもちろん一般財源であることはよく存じております。個別の補助事業には充当できませんが、要するに1億1,416万8,000円、これだけの億のかなり大きな金でございますので、個別の補助事業とか、そういうものには充当できないですが、主なこれの予算の措置、一般財源化して歳入に入れ

て、それぞれ歳出の中でどこに重点的に出したのか、これは分かると思うのです。それを教えていただきたいと思っております。

それから、教育委員会の今回950万円という大きな減額になっておりますが、確かに照明の安定器の中にPCB、これを今県でも早めに取り替えて、毒物、PCBの処理をなさいたいということで各公共団体及び事業所でもそれを進めておりますが、これはなかったと、その照明には、安定器の中にはPCBが含まれていなかったということの解釈でよろしいですね。

それから、照明器具のLED、これの積算単価、要するに県の標準積算単価というのがあります。設計組む場合には積算表がありますが、なぜ当初からそれを用いて積算しなかったのか。私にすれば、当初からそういうものを使って予算措置をするのが当然だと思いますが、その辺どうなったのかなと不思議に思っております。

あと、狩猟免許の補助関係なのですが、今有害鳥獣対策でかなりの地区が困っておりまして、狩猟免許を持つ人がなかなかいないということで、これの取得に積極的に関わっていただきたいと思っております、この件は今後とも頑張ってくださいたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

まず、第1番に総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

先ほどご説明申し上げましたとおり、地方交付税につきましては議員ご存じのとおり、一般財源ということで特定の事業に充てる特定財源とは異なっておりますので、特定の事業に充てたというのはなかなか難しいご質問でございまして、今回一般会計の歳入、それぞれ増減の補正がございまして。その中の増分として地方交付税につきましては先ほどの金額、これが増分となりましたということでございまして、これを特定のどの辺に充てたのかということにつきましては一般会計の一般財源の中にそれぞれ含まれているというような考えでございまして、その辺でご理解をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤盛雄議員の再質問にお答えいたします。

確かに今回は予算額に対しまして、実績額が大幅に減少しております。予算の際の設計については先ほども申しましたように、ふくしま市町村支援機構というところに全面委託をして設計額を算出しておりますので、設計額については特に公共事業の標準単価を元に積算してございまして、問題はないのかなと思われそうですが、ただ今回一番大きな理由といいますのが照明器具が約4割ぐらいの請負単価となったことに理由がございまして。なお、今後の工事等につきましては、その辺も考慮しながら設計額については関係業者、それから団体と協議しながら、適切な設計額を執行してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） どうもありがとうございます。総務課長の答弁、重々分かります。ですから、今回教育設備関係の基金だとか、ふるさと創生基金に5,000万円とか5,400万円という中で、一般会計の中の要するに特定財源でないものに充当しているということに、それも満額でないけれども、そういうふうに解釈してよろしいのですね。その辺ちよっと。

○議長（小玉智和君） それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄議員にお答えを申し上げます。

議員おただしのおりでございますが、一般会計予算書50ページから歳出ということに補正が記載されてございますが、この中で一般財源プラス・マイナスということに表がございまして、一般財源の部分につきましては交付税が、金額はこれは確定はできませんが、こちらのほうに一般会計の中に入っているというような考えでよろしいかと申します。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑がなければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第8号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 令和3年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
それでは、ただいまより休憩いたします。（午後 0時28分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 1時15分）

日程に入る前に、午前中に7番、佐藤盛雄君の質疑の中で答弁漏れがございましたので、農林課長、湯田英幸君に発言を許します。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） 7番、佐藤盛雄議員から午前中質問ありました鳥獣の狩猟免許についての補助件数の実績についてご報告いたします。

令和3年度につきましては、銃免許の補助が6件、わな免許の補助が8件、全部で14件となっております。よろしくお願いたします。

日程第27 議案第28号 令和4年度下郷町一般会計予算

日程第28 議案第29号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第29 議案第30号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第30 議案第31号 令和4年度下郷町介護保険特別会計予算

日程第31 議案第32号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

日程第32 議案第33号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（小玉智和君） それでは、この際日程第27、議案第28号 令和4年度下郷町一般会計予算の件から日程第32、議案第33号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を一括議題といたします。

以上6件につきましては、3月9日の本会議において予算特別委員会に付託され、その審査結果が委員会報告書として提出されております。

お諮りします。委員長の報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

予算特別委員会委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会委員長報告に対する質疑は省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 令和4年度下郷町一般会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決しま
す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 令和4年度下郷町介護保険特別会計予算の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 令和4年度下郷町簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 令和4年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決し
ます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33 議員提出議案第2号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意 見書の提出について

○議長(小玉智和君) 日程第33、議員提出議案第2号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)
の改正を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) それでは、お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号につきましては、会議規則第37条
第2項の規定より議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第2号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34 議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

○議長(小玉智和君) 日程第34、議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定より議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35 議員派遣の件

○議長(小玉智和君) 日程第35、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、発議の朗読を省略し、お手元に配付されてございます発議のとおりであります。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件につきましては、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件につきましては、発議のとおり決定いたしました。

次に、お諮りします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取扱いを議長に一任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

さよう決定いたしました。

日程第36 閉会中の継続審査申出について

○議長(小玉智和君) 日程第36、閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長からお手元に閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、朗読を省略し、お配りの発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件につきましては、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出については、発議のとおり決定いたしました。

日程第37 令和4年度行政視察について

○議長(小玉智和君) 日程第37、令和4年度行政視察についての件を議題といたします。

本件につきましては、総務文教常任委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長からお手元に令和4年度行政視察についての件が提出されておりますので、朗読を省略し、お配りの発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件につきましては、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度行政視察についての件は、発議のとおり決定いたしました。

日程の追加

○議長(小玉智和君) お諮りします。

町長より追加議案が提出され、皆さんのお手元に配付されております。また、議員提出議案が3件提出され、皆様のお手元に配付されております。これらは、さきに開催されました議案運営委員会におきまして、上程されました議案審議終了後、直ちに日程に追加し、議題とする旨の協議がなされ、了承されております。したがって、町長提案理由の説明の件、報告第1号 専決処分の報告について(専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について)の件、議員提出議案第4号 ロシアによるウクライナ侵略に対し厳重に抗議する決議の件、議員提出議案第5号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件及び議員提出議案第6号 下郷町議会政治倫理条例の設定についての件の5件を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4並びに追加日程第5として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、町長提案理由の説明の件、報告第1号 専決処分の報告について(専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について)の件、議員提出議案第4号 ロシアによるウクライナ侵略に対し厳重に抗議する決議の件、議員提出議案第5号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件並びに議員提出議案第6号 下郷町議会政治倫理条例の設定についての件を追加日程第1、追加日程第2、追加日程第

3、追加日程第4並びに追加日程第5として直ちに日程に追加し、議題といたします。
追加議事日程を配付します。

(資料配付)

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 追加日程第1、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまは、本定例会にご提案を申しあげました全議案について、議員各位のご理解を賜り、原案のとおりご決定、ご議決いただいたこと厚く御礼を申し上げます。皆様には大変お疲れのところ、追加でご提出いたします報告第1号について説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、本件につきましては本年1月9日、塩生字上ノ原地内において発生した下郷町消防団塩生班配置の消防車両による自動車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては所管課長等から説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

追加日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

(専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について)

○議長（小玉智和君） 追加日程第2、報告第1号 専決処分の報告について（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） それでは、本件につきまして説明を求めます。

町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） それでは、追加提出議案の2ページを御覧ください。専決第2号、専決処分書ということで事故の状況、3ですが、先に説明させていただきます。

令和4年1月9日午前9時頃ですが、消防団の火防督励中、町の消防団塩生班の団員が消防車両を屯所の前に置いて方向転換を行ったところ、個人車両の相手方になりますが、車両後部に停車中の和解の相手方の車に接触し、損害を与えたという内容でございます。

損害を与えた相手方ですが、下郷町大字塩生字前原1885番地1、小椋祐一さんでござ

います。

相手方の事故の損害額ということで、2番なのですが、9万3,929円の損害でございました。

こちらにつきましては、4番になりますが、本件については損害賠償の額を上記のとおりとしまして、各当事者ともに将来にわたり一切の異議の申立て、請求訴訟等を行わないということで和解をいたしましたので、3月11日をもって専決処分とさせていただきます。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告第1号 専決処分の報告について（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議員提出議案第4号 ロシアによるウクライナ侵略に対し嚴重に抗議する決議

○議長（小玉智和君） 追加日程第3、議員提出議案第4号 ロシアによるウクライナ侵略に対し嚴重に抗議する決議の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第4号 ロシアによるウクライナ侵略に対し厳重に抗議する決議についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議員提出議案第5号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定について

追加日程第5 議員提出議案第6号 下郷町議会政治倫理条例の設定について

○議長（小玉智和君） この際、追加日程第4、議員提出議案第5号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件、追加日程第5、議員提出議案第6号 下郷町議会政治倫理条例の設定についての2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長、玉川邦夫君。

○議会改革特別委員長（玉川邦夫君） 議会改革特別委員会委員長の玉川でございます。議員提出議案第5号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げます。

下郷町議会基本条例第5章11条の委員会の活動の行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を生かした適切な運営に努めなければならないということから、委員会条例の見直し、検討を行いました。

具体的なのは後ろのページ、別紙をご参照ください。主な改正点が書いてあります。第2条、第3条、そして第4条の1から4条の2に資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置の項目を設定しております。この中に前条第1項の規定にかかわらずというところが2か所あります。これは、ご承知のように議決を必要としない、そういう意味になります。

経過措置、2つ掲げております。施行が4月1日を設定を予定しております。その間に議決いただいて、今日から、申合せ事項に沿った部分がございますので、その経過措置が述べられております。

続いて、議員提出議案第6号 下郷町議会政治倫理条例の設定についてご説明を申し上げます。後ろに別紙、政治倫理条例がございます。今回私たちは、議員が町民の全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることによって、町政に対する町民の信託に応えるとともに、民主的な町政の発展に寄与することを目的に、新たに下郷町の政治倫理条例を制定するものでございます。新たに制定するもので、全体協議会の中でもお配りしたように、全文新たな制定でございます。目を通していただけたかというふうに思っております。

私のほうからの説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第5号 下郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議員提出議案第6号 下郷町議会政治倫理条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

それでは、ただいまから休憩し、13時55分から全員協議会を開催いたします。（午後1時43分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 2時20分）

日程の追加

○議長（小玉智和君） 先ほど副議長に対し議長の辞職願を提出させていただきました。

お諮りします。議会全員協議会における協議に基づきまして、皆さんに配付してあり

ます追加議事日程により、議長の辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いを。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

追加日程第6 議長の辞職許可

○議長(小玉智和君) 追加日程第6、議長の辞職許可を議題といたします。

この件は、私の一身上のことですので、地方自治法第117条の規定により退場いたします。

それでは、副議長、議長席に着席願います。

(副議長、議長席に着席。議長、小玉智和君 除斥)

○副議長(湯田純朗君) 議長、小玉智和君から議長の辞職願が提出されております。

職員に辞職願を朗読させます。

室井徳人君。

(辞職願朗読)

○副議長(湯田純朗君) お諮りします。

小玉智和君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(湯田純朗君) 異議なしと認めます。

したがって、小玉智和君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

小玉智和君の入場を認めます。

(12番 小玉智和君 入場)

○副議長(湯田純朗君) お知らせいたします。

ただいま小玉智和君の議長の辞職が許可されたことを告知いたします。

日程の追加

○副議長(湯田純朗君) ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙の日程を追加し、直ちに選挙を行いたいと思いを。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(湯田純朗君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第7 議長の選挙

○副議長(湯田純朗君) 追加日程第7、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長(湯田純朗君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に5番、星昌彦君、3番、佐藤勤君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○副議長(湯田純朗君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長(湯田純朗君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長(湯田純朗君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票を願います。

(点呼・投票)

○副議長(湯田純朗君) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長(湯田純朗君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番、星昌彦君、佐藤勤君、開票の立会いをお願いします。

それでは、開票をお願いします。

(開票)

○副議長(湯田純朗君) 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。うち有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、小玉智和君、6票、湯田健二君、5票、星輝夫君、1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、小玉智和君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長(湯田純朗君) ただいま議長に当選されました小玉智和君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

暫時休憩をいたします。(午後 2時35分)

○副議長（湯田純朗君） 再開いたします。（午後 2時39分）

それでは、ただいま議長に当選されました小玉智和君から発言を求めます。

○議長（小玉智和君） それでは、私一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、大勢の皆様のご支援をいただき、議長に再選させていただきました。身に余る光栄に存じます。心から厚くお礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、私はまだまだ未熟で、浅学非才な者ではございますが、皆様のお力添えをいただきながら、全身全霊を掲げ、町政発展のため、そして町議会発展のために働いてまいる所存でございます。

今後とも議員の皆様、執行部の皆様、ご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、議長就任の挨拶にさせていただきます。誠にありがとうございました。

○副議長（湯田純朗君） これにて議長としての私の任務は終了いたしました。議事進行についてご協力、誠にありがとうございました。

それでは、小玉智和君、議長席にお着き願います。

（議長、議長席に着席）

○議長（小玉智和君） それでは、これから議事の運営等につきまして、議会事務局と打合せのため、暫時休憩させていただきます。（午後 2時42分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後 2時44分）

日程の追加

○議長（小玉智和君） 副議長、湯田純朗君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長の辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

追加日程第8 副議長の辞職許可

○議長（小玉智和君） 追加日程第8、副議長の辞職許可を議題といたします。

地方自治法117条の規定によって湯田純朗君の退場を求めます。

（副議長、湯田純朗君 除斥）

○議長（小玉智和君） それでは、職員に辞職願を朗読させます。

室井徳人君。

（辞職願朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

湯田純朗君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、湯田純朗君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

湯田純朗君の入場を許可します。

(11番 湯田純朗君 入場)

○議長(小玉智和君) お知らせします。

ただいま湯田純朗君の副議長の辞職が許可されましたことを告知いたします。

日程の追加

○議長(小玉智和君) ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、直ちに日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

追加日程第9 副議長の選挙

○議長(小玉智和君) 追加日程第9、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(小玉智和君) ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に5番、星昌彦君、3番、佐藤勤君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(小玉智和君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○議長(小玉智和君) それでは、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

議会事務局長から議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長、室井節夫君。

(点呼・投票)

○議長（小玉智和君） 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

5番、星昌彦君、3番、佐藤勤君、開票の立会いをお願いします。

それでは、開票願います。

(開 票)

○議長（小玉智和君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。うち有効投票11票、無効投票1票でございます。

有効投票のうち、星輝夫君、10票、湯田純朗君、1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、星輝夫君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（小玉智和君） ただいま副議長に当選されました星輝夫君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

暫時休憩いたします。(午後 2時58分)

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。(午後 3時01分)

それでは、ただいま副議長に当選されました星輝夫君から発言を求められております。

壇上にてご挨拶をよろしく申し上げます。

○副議長（星輝夫君） それでは、ご挨拶申し上げさせていただきます。

大変に副議長という大役、仰せつかったわけでございますけれども、今後その名に恥じないように頑張っていきたいと思っております。それには皆さん方のご指導、ご協力、よろしく願いいたします。私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（小玉智和君） ここで湯田純朗君より退任挨拶の発言を許します。

湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 副議長としまして、コロナ禍の時代でございましたが、2年間議長の補佐を務めさせていただきました。皆さん方によりまして、心から感謝申し上げます。

また、執行部の皆さん方にも感謝申し上げます。

これで私の任務は終了いたしました。皆様方のご指導、ご鞭撻、深く感謝申し上げます。退任の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○議長（小玉智和君） 湯田純朗君、大変ご苦勞さまでございました。

それでは、また大変申し訳ないのですが、執行部の方に一時退席をお願いいたします。

日程の追加

○議長（小玉智和君） お諮りします。

議席の一部変更及び総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更の2件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第10 議席の一部変更

○議長（小玉智和君） 日程第10、議席の一部変更を行います。

ただいま議長、副議長の選挙に伴い、議長に私、副議長に星輝夫君が決定されましたので、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更いたします。

先例により、議長の席は12番、副議長の議席は11番ということですので、私の議席を12番、それから副議長、星輝夫君が11番に、湯田純朗君は8番にお願いいたします。

（議席の一部変更）

○議長（小玉智和君） この際、先ほどの全員協議会において協議されましたとおり、委員会の所属決定のため、暫時休憩いたします。（午後 3時06分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後 3時25分）

追加日程第11 総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更

○議長（小玉智和君） 追加日程第11、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更を行います。

委員会の名称、定数は、下郷町議会委員会条例第2条の規定により、総務文教常任委員会が6名、産業厚生常任委員会が6名となっております。

お諮りします。総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所属変更については、委員会条例第5条第5項の規定に基づき、総務文教常任委員会の委員に佐藤勤君、湯田健二君、玉川邦夫君、星能哲君、星昌彦君、そして私であります。産業厚生常任委員会の委員には、佐藤盛雄君、湯田純朗君、山名田久美子君、小椋淑孝君、星和志君、そして副議長の星輝夫君の6名であります。それぞれ指名し、所属を変更いたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されたとおり、総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員とすることに決定しました。

続きまして、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の構成等の協議をしていただくこととなりますので、暫時休憩いたします。（午後 3時27分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後 4時14分）

追加日程に入るに先立ち、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長に改選が生じたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） ご報告申し上げます。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会とも委員長は変わりはありませんでした。総務文教常任委員会副委員長、玉川邦夫議員、産業厚生常任委員会副委員長、佐藤盛雄議員の方々に改選されましたことをご報告申し上げます。

○議長（小玉智和君） 先ほど総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会において議会広報常任委員会委員の選任をお願いしましたところ、全ての委員の皆さんが再任され、改選は生じませんでしたので、お知らせいたします。

なお、議会広報常任委員会の構成等のご協議をしていただくことになりましたので、暫時休憩をいたします。（午後 4時16分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後 4時29分）

議会広報常任委員会の構成を協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告をいたします。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） ご報告申し上げます。

議会広報常任委員会委員長に山名田久美子君、副委員長に玉川邦夫君が決定されたことをご報告申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、この際暫時休憩し、全員協議会に切り替えたいと思います。

暫時休憩いたします。（午後 4時30分）

○議長（小玉智和君） それでは、本会議を再開いたします。（午後 4時46分）

日程の追加

○議長（小玉智和君） 議会運営委員会委員の佐藤盛雄君、それから湯田純朗君から辞職願が提出されております。

お諮りします。議会運営委員会委員の辞任許可の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第12 議会運営委員会委員の辞任許可

○議長（小玉智和君） 追加日程第12、議会運営委員会委員の辞任許可を議題といたします。
佐藤盛雄君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されております。
地方自治法第117条の規定によって佐藤盛雄君の退場を求めます。

（7番 佐藤盛雄君 除斥）

○議長（小玉智和君） それでは、職員に辞任願を朗読させます。
室井徳人君。

（辞任願朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。
佐藤盛雄君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
したがって、佐藤盛雄君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

佐藤盛雄君の入場を認めます。

（7番 佐藤盛雄君 入場）

○議長（小玉智和君） お知らせします。
ただいま佐藤盛雄君の議会運営委員会委員の辞任が許可されたことを告知いたします。
次に、湯田純朗君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されております。
地方自治法第117条の規定によって湯田純朗君の退場を求めます。

（11番 湯田純朗君 除斥）

○議長（小玉智和君） それでは、職員に辞任願を朗読させます。
室井徳人君。

（辞任願朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、お諮りします。
湯田純朗君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
したがって、湯田純朗君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

湯田純朗君の入場を認めます。

（11番 湯田純朗君 入場）

○議長（小玉智和君） お知らせします。
ただいま湯田純朗君の議会運営委員会委員の辞任が許可されたことを告知いたします。

○議長（小玉智和君） 次に、午後5時過ぎまでかかるとお思いますので、本会議終了の時間
となりましたが、このまま会議時間を延長し、会議を続行したいと思います。ご協力お
願いいたします。

日程の追加

○議長（小玉智和君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員が欠けましたので、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第13 議会運営委員会委員の選任

○議長（小玉智和君） 追加日程第13、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。委員会条例第5条第4項の規定により佐藤勤君、星輝夫君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、佐藤勤君、星輝夫君が議会運営委員会委員となることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午後 4時54分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 4時54分）

次に、委員長が辞職しておりますので、暫時休憩し、委員会の構成を協議願いたいと思います。議会運営委員会委員の方は303会議室にご参集願います。

暫時休憩いたします。（午後 4時55分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後 5時04分）

議会運営委員会の構成をご協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告を願います。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に佐藤勤君、副委員長に湯田健二君が決定されたことをご報告いたします。

○議長（小玉智和君） 暫時休憩いたします。（午後 5時04分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 5時06分）

日程の追加

○議長（小玉智和君） 南会津地方環境衛生組合議会議員の湯田純朗君、星昌彦君からの辞職の申出がありました。

お諮りします。南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可の件を日程に追加し、直

ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。(午後 5時07分)

○議長(小玉智和君) 再開いたします。(午後 5時07分)

追加日程第14 南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可

○議長(小玉智和君) 追加日程第14、南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職許可を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって湯田純朗君、星昌彦君の退場を求めます。

(11番 湯田純朗君 除斥)

(5番 星昌彦君 除斥)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

湯田純朗君、星昌彦君の南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。(午後 5時08分)

○議長(小玉智和君) 再開します。(午後 5時08分)

したがって、湯田純朗君、星昌彦君の南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

湯田純朗君、星昌彦君の入場を認めます。

(11番 湯田純朗君 入場)

(5番 星昌彦君 入場)

○議長(小玉智和君) お知らせします。

ただいま湯田純朗君、星昌彦君の南会津地方環境衛生組合議会議員の辞職が許可されたことを告知いたします。

日程の追加

○議長(小玉智和君) お諮りします。

南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第15 南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（小玉智和君） 追加日程第15、南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。先般全員協議会です承されました内容に沿って、既に総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会で選出されており、さらに下郷町議会運営に係る先例の6により、議長指名で推選を行うことになっておりますので、佐藤勤君、小椋淑孝君の2名を南会津地方環境衛生組合議会議員と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました佐藤勤君、小椋淑孝君を南会津地方環境衛生組合議会議員とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午後 5時11分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開します。（午後 5時13分）

次に、公有財産審議委員の選任については、新たな委員について先ほどの総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会において玉川邦夫君、星昌彦君、佐藤盛雄君、星輝夫君が推薦されました。私より町長に対し、委員の推薦名簿を提出しますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。（午後 5時14分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 5時21分）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、本定例会は会議規則第7条の規定により本日で閉会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第1回下郷町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。（午後 5時22分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月18日

下郷町議会議長

下郷町議会旧副議長

同 署名議員

同 署名議員